
出席議員(20名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 広 沢 真 君 | 2番 | 有 賀 光 子 君 |
| 3番 | 水 戸 義 裕 君 | 4番 | 森 淑 子 君 |
| 5番 | 大 坂 三 男 君 | 7番 | 白 内 恵美子 君 |
| 8番 | 百 々 喜 明 君 | 9番 | 佐 藤 輝 雄 君 |
| 10番 | 我 妻 弘 国 君 | 11番 | 太 田 研 光 君 |
| 12番 | 小 丸 淳 君 | 13番 | 星 吉 郎 君 |
| 14番 | 水 戸 和 雄 君 | 15番 | 加 藤 克 明 君 |
| 17番 | 杉 本 五 郎 君 | 18番 | 加 茂 力 男 君 |
| 19番 | 大 沼 喜 昭 君 | 20番 | 大 沼 惇 義 君 |
| 21番 | 加 茂 紀代子 君 | 22番 | 伊 藤 一 男 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

| | |
|--|-----------|
| 町 長 | 滝 口 茂 君 |
| 副 町 長 | 小 泉 清 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 平 間 春 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 村 上 正 広 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 加 藤 嘉 昭 君 |
| ま ち づ くり 推 進 課 長 | 菅 野 敏 明 君 |
| 税 務 課 長 | 小 林 功 君 |
| 町 民 環 境 課 長 | 大 宮 正 博 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 平 間 洋 平 君 |
| 子 ども 家 庭 課 長 | 小 池 洋 一 君 |
| 地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 佐 藤 松 雄 君 |

| | | |
|----------|-------|---|
| 都市建設課長 | 佐藤輝夫 | 君 |
| 上下水道課長 | 大久保政一 | 君 |
| 槻木事務所長 | 平間信一 | 君 |
| 危機管理監 | 吾妻良信 | 君 |
| 公共工事管理監 | 松崎秀男 | 君 |
| 税収納対策監 | 加茂和弘 | 君 |
| 長寿社会対策監 | 水戸敏見 | 君 |
| 産業活性化専門監 | 加藤善憲 | 君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|------|---|
| 教 育 長 | 阿部次男 | 君 |
| 教育総務課長 | 薊千代 | 君 |
| 生涯学習課長 | 笠松洋二 | 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|------|
| 議 会 事 務 局 長 | 松崎守 |
| 主 幹 | 相原光男 |

議 事 日 程 (第2号)

平成20年3月10日(月曜日) 午後1時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

大坂三男

太田研光

白内恵美子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

議長（伊藤一男君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番広沢 真君、2番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望いたします。

それでは、5番大坂三男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

5番（大坂三男君） 5番大坂三男でございます。

大綱3問にわたって質問いたします。

1問目、小中学校施設の整備計画を早急に

今、町民の最大の関心事は、児童生徒が通う学校の安全と教育環境の整備であります。

町内小中学校の校舎などの建物は、建設後、長期間経過したものが多く、老朽化や耐震性について、保護者は不安や不満の思いを募らせております。

私は、これから町がハード事業を行うに当たっては、何よりも学校の施設整備を最優先事業として取り組まなければならないと思います。そこで伺います。

- 1) 小中学校の学校施設の耐震強度調査について、町は、国の「学校施設耐震化推進指針」に基づいて、いつの時点で、どのような調査を行い、その結果はどうであったのか。
- 2) 耐震強度調査の結果を受けて、耐震補強や耐震改修についてどう考えるのか。
- 3) 財政再建プランの財政推計によると、借金返済に当たる公債費は、平成25年度まで十七、八億円で推移するが、その後、平成26年度からは八、九億円台に大幅に減少することになっている。公債費が減少する平成26年度あたりからの償還開始をめどにすれば、二、三年以内には学校施設の整備に着手できるはずである。そこで、まず船岡中学校の体育館の建て替えを平成22年度には実施すべきと思うがいかがか。

2 問目、さらに企業誘致策の推進を

昨今、東北に大型企業の進出のニュースが続いています。宮城県では、昨年「みやぎ発展税」を創設し、それを財源として各種の企業立地奨励制度を設け、製造業などの誘致活動に本格的に取り組み始めました。

その結果、大衡村にセントラル自動車が、大和町には東京エレクトロンの進出が決まりました。また、姉妹都市である岩手県北上市には、投資額7,000億円と見込まれる東芝の半導体工場の進出が有力視されております。これらに乗りおくれまいと、秋田県では大仙市に大型工業団地を造成する方針を決めたことも伝えられております。

最近では、企業側としても、新工場設立に当たって国内回帰の動きが出てきており、これからは東北の各県や各自治体でますます企業誘致活動が盛んになっていくと思われます。

柴田町でも、ことしに入ってから、リコーのトナー工場の新設と東海高熱工業の第3工場の新設が発表されました。町が昨年9月に、企業立地促進条例を制定して企業誘致に積極的に取り組んだ成果のあらわれであり、歓迎すべきことであると思います。

今回の2社の工場進出をきっかけとして、さらに多くの工場や事業所が柴田町に進出してくるような施策を進めてほしいものです。そこで伺います。

- 1) 企業誘致を推進するための国や県のさまざまな制度や支援策があるようだが、町はどのように活用しているか。また、県は平成20年度から市町村による工業用地造成に対して融資制度を新設するが、本町でもこの制度の適用を受け、工業団地等の整備をすべきだと思うがどうか。
- 2) 町内に新たな工業団地開発の適地が少ないとした場合に、周辺自治体も含めて開発する考え方もあると思う。最近、一部で3町合併問題が提起されているが、今それぞれの町の実態から見て、合併すればその効果で工業団地の開発が可能になると思うか。また、企業

誘致に有利になると思うか、町長の考えを伺いたい。

3) リコーのトナー工場の進出に対し、町は今までどのような働きかけをしてきたのか。そして、これによって町や地域にどのような影響がもたらされたと思うか。また、リコー側から現時点で何か要望が出されているか。

4) 私は、12月議会で企業誘致のために社会基盤の整備や環境整備の必要性について質問しました。それに対して町長は、企業が進出しやすい環境を整備するために、道路の整備は必要と答弁しています。リコー周辺部の道路が大変傷んでおります。早急に補修を実施すべきだと思うがどうか。

5) リコーのトナー工場進出に対して、県と町の優遇策はどうなるのか。また、町では「支援対策本部」を設置しようとしたが、何をするのか。

大綱3問目、「ふるさと納税」制度の活用を

都市と地方間の税収格差が広がっている中で、平成19年5月に当時の菅総務大臣は、住民税の一部を住所地の自治体のほかに、生まれ故郷などに納める「ふるさと納税制度」を提案しました。

この提案の反響は大きく、生まれ故郷を離れて都会で暮らしている納税者が、故郷である自治体の再生のために、貢献や応援をしたいという希望がかなえられる仕組みであり、自治体間の税収格差解消にもつながるなどと評価され、世論や特に地方からはおおむね好意的に受け入れられました。

しかし、この制度が導入されると、多少なりとも税収が減少するであろうと思われる東京、神奈川等の都市部自治体からは強い反発が起こりました。反対の理由としては、住民税は、自治体内で受益と負担の関係で成り立っているもので、その住民税を行政サービスを受けていない他の自治体に納める一方で、住んでいる自治体に対してはサービスを受けながら負担すべき税の一部しか納めないことになるなど、応益負担の原則や地方税の課税原則に反するという意見。

また、この「ふるさと納税」という自治体間の税収のやりとりには、税収格差是正の思惑があるとの見方もあり、そもそも自治体間の格差は、国が財源調整機能を持つ地方交付税によって是正すべきであるとの意見であります。

そのほか、納税の仕組みの中で行うのか、寄附制度にするのか、寄附者の税控除については、所得控除制度がいいのか、税額控除制度がいいのか。税控除は住民税からではなく所得税からにしてほしいなど多くの論点が提起されました。

これらの議論を踏まえて、平成19年6月に総務大臣のもとに「ふるさと納税研究会」が設置され、その後、各部門で新しい税制をつくるための検討が重ねられた結果、2008年度の税制改正として実施する方針が決まりました。報道によりますと、新制度の概要は次のとおりであります。

現行の自治体・慈善団体等に対する寄附金控除を大幅に拡充する。

寄附の相手先は、自治体のほか、自治体が公益性の観点から決める団体とする。

税額控除方式に改めることとし、控除率は100%とする。

足切額を現行の10万円から5,000円に引き下げる。

控除限度額は、住民税額の10%とする。

既に全国の各自治体では、この制度を導入することにより、財政的に無視できない規模の寄附が行われる可能性があるということから、寄附対象事業の決定や、寄附条例の制定、全国への募集活動などを活発に始めている自治体もふえてきているようであります。

そこで、この「ふるさと納税制度」がスタートするに当たって町の考えを伺います。

- 1) 「ふるさと納税制度」について、本町にどのような影響がもたらされると思うか。
- 2) 既に一部で「寄附獲得競争」が起きている。本町においても早急に対応すべきと思うが、この制度を利用して具体的な取り組みを行うことを考えているか。
- 3) 最近、寄附を募るための条例を制定する自治体がふえている。例えば東北・関東地区では、岩手県葛巻町と田野畑村、秋田県小坂町、栃木県益子町、神奈川県大和市などがあり、寄附を集めるに当たって、その資金を利用する事業や目的、利用方法、情報提供の仕方などを明示したものを条例化して寄附を募っています。本町でもこのような条例をつくって内外から寄附を募る考えはないか。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 大綱3点ございました。

まず第1問です。小中学校の施設の早期整備計画でございます。

第1問目、耐震調査の件でございます。

耐震基準以前の昭和56年以前に建設された学校施設の耐震診断を実施しております。昭和39年建設の槻木中学校校舎、平成9年度に耐震診断を実施した結果、0.41で補強が必要。昭和43年建設の船岡中学校校舎、平成10年度に耐震診断を実施した結果、0.52補強が必要。昭和43年建設の船岡中学校体育館、平成10年度に耐震診断実施、結果0.64補強必要。昭和51年建設槻木

小学校校舎・体育館、平成12年度に耐震診断を実施、結果0.81安全。昭和55年建設の船迫小学校校舎、平成12年度に耐震診断実施した結果、0.73安全。その他の小中学校の建物につきましては、昭和56年度以降の建築基準法改正による新耐震基準となったため、耐震診断は不要で安全であるとの認識でございます。

2点目でございます。

現在、耐震指標であるIS値によると、0.7以下の場合、補強を要する建物。0.3以下の場合には建て直しが必要な建物とされており、近年では、0.4未満の建物までを最優先に建て直す必要があるとの国の指導になっております。

柴田町の小中学校では、以前から申し上げているとおり、船岡中学校の校舎と体育館、槻木中学校の校舎が、耐震診断の結果、補強を要する0.41から0.64のIS値となっております。これは危険建物ではございませんが、補強を行った方がよいと判断される強度です。

しかし、両中学校とも築40年を経過し、耐用年数を勘案しますと新築する方向で進めていく考えです。これを受けて、当面は地震からの生徒の安全を確保するため、「緊急地震速報システム」を船岡中学校と槻木中学校に設置したい考えです。

船岡中学校の体育館の建て替えでございます。

平成19年度からスタートした職員の給与削減を柱とした再建プランの実施による財政効果、それから法人税の大幅な伸び、大幅に減額されると予想しておりました地方交付税が、新型交付税の導入により、本町に有利に作用し、昨年度比で4.2%、約9,795万円ふえました。当初予算と比べますと、2億3,495万円の増となりました。こうしたことから、今年度末には財政調整基金と町債等管理基金、家庭でいうと貯金でございます。残高は約7億6,000万円になる見込みでございます。始めて7億6,000万円の現金を目にするということに財政が好転しております。

議員がおっしゃるとおり、平成26年度からは逆に借金が8億円、18億円の借金が一気に10億円まで減りますので、8億円が自由に使えるということになります。投資的経費に予算を投入できるということでございます。

しかし、仙南クリーンセンター、これはごみの焼却場でございます。それから中核病院の負担金の増、それから扶助費の伸び、歳出の増加が懸念されることから、今の時点でどの程度大型事業に投資が可能かどうか判断するのは難しいのも事実でございます。

しかし、子どもたちの生命と安全を最優先と考え、財政状況をもちろん勘案しながらも、早期に船岡中学校体育館を初めとして、槻木中学校の校舎、船岡中学校の校舎の建て替えを順次進めてまいります。

2点目でございます。

企業誘致の関係でございます。

1点目、企業誘致をするための支援策、どのように活用しているかということでございます。

国や県の制度と支援策の活用につきましては、県の企業誘致を担当している企業立地推進課と連携が大切でありますので、連携等を密にし、企業進出の動向等の把握や、情報収集及び情報の発信を行い、国の企業立地促進法に基づく支援や、県が企業と関係機関が窓口となるワンストップ企業支援、企業立地奨励金及びみやぎエコファクトリー立地促進事業等の企業立地にかかわる支援策、国や県の各種優遇制度を積極的に活用できるように努めてまいります。

また、県が来年度から新設する工業団地造成に対する無利子の融資制度につきましては、「みやぎ発展税」の税収の一部を低利、または無利子で融資するものでございますので、市町村が新たに工業用地を造成する場合、用地の取得・造成・調査・環境アセスメントなどに利用できるかと聞いております。

本町といたしましては、工業団地の造成につきましては、立地企業の動向や町財政計画との整合性を図りながら、総合的に検討してまいりたいと思います。

次に、3町合併が問題にされている中での新たな工業開発は可能かということでございます。

現在、柴田町には船岡工業団地、神明堂工業団地、北部丘陵工業団地と槻木工業適地の4カ所がございますが、現在のところ、分譲可能な団地は槻木工業適地だけとなっております。

また、合併問題が提起されている周辺自治体には、三つの工業団地がありますが、余剰地がないのが実情でございます。仮に、合併が行われた場合でも、工業団地の開発を行う際は、新たに造成可能な区域に給排水・電力・資金・さらに人材等のさまざまな諸条件を整えていかなければなりません。現在の体力のない3町が合併しても新たな開発は難しいと考えております。

したがって、工業団地の開発につきましては、本町といたしましては、北日本電線(株)槻木事業所が立地している北部丘陵のファクトリーパークや工場適地や、企業が持っている未利用地への新規産業の誘致を積極的に進めていくことが一番工業開発では確実な方策ではないかと考えております。

3点目、リコーへの働きかけ等でございます。

リコーのトナー工場進出に対しまして、町はどのような働きかけをしたのかということです

が、リコー株式会社のトナー工場進出計画を、昨年3月に情報を入手してから、町といたしましては、本町への立地に向けてPRや情報交換のため、私自身東北リコーや宮城県経済商工観光部長を尋ね、リコー株式会社本社に県の副知事に行ってもらおうよう依頼するなど、本町への誘致を積極的に取り組ませていただきました。プレス発表までの10カ月間、リコー及び東北リコーと本町への立地に向けた協議を重ねてきたところでございます。

次に、町や地域に対する影響についてであります。トナー工場新設に伴う投資額は約200億円でございます。柴田町の予算の2倍ということになります。今後、本町の税収の増や新規雇用などの大きな波及効果があるものと期待しております。また、工場新設に伴う従業員の新規採用をできる限り地元から採用していただくよう要望してまいりたいと考えております。

リコーからの要望につきましては、やはりリコー周辺の道路整備についての要望がございました。

4点目でございます。

12月議会で、議員から誘致のためには企業が進出しやすい環境整備をすることが必要だというふうに質問がありまして、そのとおりと回答させていただきました。東北リコー周辺の道路は、工場関係の大型車の交通量も多く、道路が相当傷んできております。町も良好な状態で通行できるよう道路の維持修繕に努力していますが、財政的に短期間に全線を道路舗装する余裕がなく、平成14年度から年次的に、特に傷んでいるところから舗装修繕を進めている状況でございます。

地域経済を支える重要な生産工場が円滑に企業活動を続けられるよう、今後も、継続的に東北リコー周辺道路の舗装修繕に努めていきたいと思っております。

5点目、リコーの進出に対する対策本部の内容でございます。

町は、4月4日に企業立地に伴う工場及び関連環境の整備を全庁的に支援し、企業立地を円滑に推進するため、「柴田町企業立地整備支援対策本部」を設置いたしました。支援対策本部は、町長が本部長となり、関係各課長等で構成しており、企業立地の整備支援に関する総合調整、企業立地に係る許認可・届出等の円滑化、企業立地に係る道路、給排水施設等、関係機関との連携調整、関連企業の誘致推進、企業立地の整備に必要と認められた事項等を調整審議し、決定するものでございます。

済みません、先ほど日にちを「2月4日」を「4月4日」と読んでしまったようでございます。町は2月4日でございます。失礼いたしました。

3点目、ふるさと納税でございます。

議員が述べられているように、平成20年度の地方税制改正案として、今国会で審議をされております。その内容は、控除対象寄附金の拡大等、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しという改正で、平成21年度以後の個人住民税から適用するという趣旨の改正案となっております。

このことが施行されますと、条例に基づいた指定寄附金の控除の追加、税額控除方式による地方税からの控除、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%に引き上げ、寄附金控除の適用下限額を5,000円と引き下げるといった改正になります。

そこで、これに伴う本町にどのような影響がもたらされるかについてですが、税収面での数値的な増減収等をはかるには大変難しいところがございます。

今後の柴田町を思う町内外の納税者が、「柴田町をふるさと」として思う郷土愛により、納税者が「ふるさと柴田町」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨が十分に生かされる魅力ある柴田町、町条例の策定等も大事ではないかと考えますので、今後、法律の改正趣旨等を十分に参酌し、柴田町に対する「ふるさと納税」意識が高まり、多くの柴田町ではくまれた皆様から、賛意が得られるよう努めていきたいと考えております。

2点目、3点目は一括で答えさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税は、納税者が現在の居住地でない自治体に寄附できるとした制度で、生まれ育った地域に限らず、将来住んでみたいところ、自然を守り努力をしているところ、行政運営に努力しているところなど、納税者本人が、ふるさとと考える自治体でもよいとしたもので、納税者が自分の意思に基づいて納税先を選択できるという画期的な制度でございます。

町が納税者から寄附を受けるためには、寄附を受けるにふさわしい行政運営を展開していることが大前提で、町としては地域の魅力を高めるための継続的な努力、地域における望ましい行政サービスに向けた経営努力などを行い、納税者が本町に寄附したいと思われる施策を展開していかなければなりません。

そこで納税者からの寄附の用途について透明性を高めるとともに、寄附を通じて行政運営に参加していただき、住民の意向を直接的に反映した施策の展開を図ることで、町民生活をより豊かなものにするを目的とした寄附条例を、先進自治体等を参考にしながら、6月議会を目指して制定したいと考えております。

町として、制定するに当たり、基本的な考え方として、まず納税していただく全国メニュー事業として、本町の町花でありますさくらは、日本さくら名所百選に指定され、観桜客は県内外から多数訪れておりますが、老木になってきておることから、長く後世に伝えるためのさく

らの保護・育成に関する事業、二つ目として、東北・北海道で唯一の体育系大学である仙台大学や体育科を有する柴田高校が立地しており、県内外から本町に居住した方々が多くおり、柴田町を第二のふるさととして思いを抱いていただくために、スポーツの支援や生涯学習施設の整備事業、さらに地域メニューとして長年の懸案事項であります図書館建設があり、その調査・研究、整備費などに関する事業などを考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 学校施設関係ですね、財政の状況を見ながら槻中、船中の校舎、体育館、新築の方向で進めたいという前向きな答弁だったんですが、初めてその新築の方向でという話、私伺ったような気がするんで、これは明るい答弁をいただいたかなというふうに歓迎しているところでございますが、ただ、何かやりたいということで、いつやるのかというのがちょっと答弁の中になかったような気がいたします。

私の質問の中では、とりあえず船岡中学校の体育館を優先的にと、金額的なこともあったりして、私はそういうふうな提案をしているんですが、公債費の返還の状況を見ますと、償還、公債費が急激に減少する平成26年度あたりを償還開始のめどにして、当然据え置き期間というのが3年ぐらいあるはずですので、もう平成22年・23年には着手できるのではないですかという意味で、この質問を3問目に入れたんですが、例えば船中の体育館を優先的にやるとすれば、本当にいつやるつもりなのかも含めて、その時期的なことをちょっとはっきりしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 時期の問題でございますが、先ほども町長の方に答弁に答えさせていただきましたが、企画財政課の方で各課から今後10力年で実施する、その計画の中に入れていますので、その中でお示ししたいなということで考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） その中でいつお示しいただけるのか、今の時点で、さっき町長も話しあったように、財調が結構たまっているし、そろそろ大規模事業にも手をつけられるような状況になったということであれば、手をつけてもいいじゃないかなというふうに思いますし、さらに、これプラス何かを待って決断するのか、どうなのか。もう一度その辺ちょっと明確にする、何を条件にしてははっきりできるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 財政的に、今教育総務課長がおっしゃいましたように、この議会でもこれから10年間でやらなければならない事業、ベースで400億円の事業が待っているという事情が一つございます。その中で、学校は最優先というふうに考えております。

その中でも一番着手の可能なのは船岡中学校の体育館、約3億五、六千万円で可能でございますので、それは第一義的に考えておりますが、ただ、財政状況が、実は平成22年度から25年度までの4年間で地方交付税等が減額されるという想定のもとに財政再建プランを組んでおりまして、8億円赤字をしばらくやらねばなりません。ですから、まずこの赤字解消の8億円の貯金というものを頭の中に入れておかないといけない、一つございます。

それから、地方交付税、実はこれは地方交付税の仕組みはわかりにくいんですが、たまたま平成19年度は1億円ふえました。ほかの自治体は4.4%マイナスです。柴田町は宮城県で第2番目にふえました。これは、平成18年度の税収が減ったから、その補てんとしてたまたま平成19年度にふえたんです。ところが、平成19年度になりまして、補正予算で提出をさせていただいておりますけれども、税収が予想以上にふえているんです、平成19年度。私としてはうれしいんですが、平成19年度に税収がふえますと、平成20年度で地方交付税が減らされるということもあるんです。ですから、今年度0.6%の地方交付税をマイナスで組んでおります。7月にその地方交付税がはっきりしますので、それが出ますと、将来のこの400億円の待っている事業の中の学校建設も含めまして、ある程度長期的な建設計画が立てられるのではないかなということでございますので、7月の地方交付税の動向を見ないといけない、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 何か財政課長に財布を締められているようなふうにもちょっと見えるんですが、7月に地方交付税が決まればと、その辺ではっきりできるかなというご答弁だったので、またその後で質問をさせていただきますので、そのときはもう平成22年、23年にはやるということをぜひご答弁いただけるように期待して、また質問をそのときしたいと思います。

それで、今例えば船岡中学校の体育館の場合は、3億5,000万円から6,000万円ぐらいというような概算お示しいただいたんですけれども、船岡中学校の体育館に限らず、まず耐震対策という意味からちょっとお聞きしますけれども、今、町内の小中学校の体育館なり校舎なり、避難施設としてはどういう扱いになっているのかをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

耐震基準がまだ完全でないものについては、避難所から外してございます。ですから、船岡中学校の校舎、体育館、あと槻木中学校の校舎、これは避難所から外すということではしております。今、計画している防災計画にもそのような形で記載するというので、住民の方にもそういう形でお知らせをしております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 今は外してあるということですが、例えばこれを新築するということになったときには避難施設としても利用するという方向で考えているのかどうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） そのとおりでございます。新しくなれば、その時点でもう一度見直ししまして、新しい避難所という形を考えてございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） そうしますと、避難施設としてもいろいろあると思うんですが、よくテレビなんかで見ますと、震災なり災害でそこに避難したときに、そこに寝泊まりするようになりますよね。ですから、そういう寝泊まりまでできるようなことで想定しているのか。そのためには、暖房施設とか、自家発電機とか、当然多目のトイレとか、流しとか、そういうものが必要になってくると思うので、ちょっとこまいことかもしれませんけれども、そういうことをちょっと忘れちゃうと、せっかくやったものがむだになる場合もあるので、その辺でもちょっと具体的に考えているのかどうかお伺いします。設備ですね、避難施設としての設備を整えるつもりがあるかどうか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 学校、体育館建設等につきましては、学校建設の規模に基づいての基準ですか、それに沿ったような建築になると思いますので、大幅な変更はできないということになります。ですから、避難所についてのそういった附帯施設等は考えてはおりません。ただ、避難施設として利用する場合の道具等については、これから整備をしていくと。平成19年度、20年度についても発電機、投光器のセットも避難所に整備を図っていくという計画であります。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） それでは、この学校施設の建築の費用、国の補助とか、それから起債制限がどのくらいあるのか、あと町の持ち出しがどうなのか、返済が何十年ぐらいの起債になるのか、その辺財政的な内容をお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えいたします。

国の補助率でございますが、これは3分の1となっております。一律3分の1です。起債が75%、あとは一財の持ち出しということになりますので、例えば船岡中学校ですと、これは大分前の概算で申しわけないんですが、17億円、そのうち国が約4億円、あと起債が5億8,000万円、町の持ち出しが7億1,000万円ということになります。以上です。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） その3分の1というのは間違いはないのでしょうか。これ文科省の資料によりますと、3分の1が最近2分の1になっているような状況が資料として出ているんですが、3分の1と2分の1では随分違うので、その辺どうなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 2分の1の場合ですと、国の地震の5カ年計画の中に取り込まれたものとか、あとは新築の場合、まるっきり新しく建てた場合は2分の1ということになっております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） ですから、今回の場合は新築になるわけですから、これですね、平成18年の地震特措法の延長に伴う改正により、地震防災研究事業5カ年計画に基づいて行う公立小中学校の体育館の地震補強事業についても、国庫補助の特例措置3分の1から2分の1にかさ上げというふうに資料としてあるんですが。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） これは、地震防災5カ年計画対象事業が2分の1、そこに乗っていない場合は3分の1ということになっております。あと、今大坂議員さんが申しました新築ではなく、すべて改築になりますので、改築扱いですと3分の1になります。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） はい、わかりました。この制度もどんどん平成19年度からまたいろいろ変わっているようなことにも書いてありますので、間違いはないと思うんですが、どんどんこの制度が変わっていく部分があるのであれば、なるべく有利な方法で、体育館に限らず、これからやる校舎関係も有利な方法でやれるように、よく研究していただきたいなというふうに思います。

それから、続いて学校の施設に関して、あるいは設備等について引き続き質問いたします

が、先日、船岡中学校、それから槻木中学校、船岡小学校と、私個人的にいろいろ調査に伺って、お話も伺ってまいりました。その中で、ちょっと二、三お聞きしますけれども、特に、中学校のプール、船中のプールは、かなり傷みが激しいし、聞くところによりますと、ほとんど利用者がいないとおっしゃっているんですね。

夏休みの開放のときももう四、五人来ればいい方だと。特に、あそこはもう周りから全部見えちゃうんで、女の子なんかは本当に使いたがらないということ、それと、三、四人、四、五人のためにお金を出して監視員を常に張りつけておかなければならないということについても、やはり不経済なんではないですかということ、それから体育の授業に使うにしても、学校としてはあそこでなくてもいいですよと、あの県の総合プールに、年に1回か2回行けば用が済むことなので、というふうな感想を述べられておられました。

確かに私も現場も見て、非常に傷んでおりますし、衛生的でもない、薬品をかなり多く突っ込まないと、あそこは実際使えないんだというようなこともおっしゃっていました。そういう意味で、どうなんですか。小学校の子どもたちをプールにぞろぞろと、県のプールに連れていくというのはなかなか大変かなと思うんですけれども、中学生ぐらいになれば、あそこに行く分にはそんなに支障はないんじゃないかなというふうに思いますし、町内のほかの中学校でも、プールの利用についてどのような考えを持っておられるのか。

あと、プールを使うということと、水泳の授業というのはどうなんですか。必須なんですかね。必ず中学校でプールを使った授業をしなくちゃならないのかというようなことも含めて、プールに関してお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 現在、ただいまご指摘いただきましたことについて検討中でございますが、この検討の中身なんです、まず学校の実態としましては、ただいまご指摘のように、子どもたち必ずしも利用については芳しくないというところがございます。例えば今の子どもたちなかなかおしゃれで、頭がぬれるとか、髪の毛が乱れるとか、いろいろな理由をもって授業中に参加しないとか、さまざまなことが見られるんですが、学校としては夏休み等の長期休業中のプールの利用なども、小学校とは違って中学校は、非常に子どもの利用が少ないということもありまして、代替えの施設でもってそれが可能なのであればやぶさかではないという内々の声は聞いておりますが、ただ、保護者の皆様どんなふうにお考えかとか、受けとめられるか、その辺について直接まとまったことは調べたわけでもございませんし、それから、県関係いろいろ打診をしてみたんですが、県の教育委員会の方では、代替えの施設があればそれは

構わないけれども、ただ、船岡中学校はこれこれですという具体的なお話を申し上げましたところ、ちょっと支障があるのではないかという、そういうふうな指導をちょっといただいていますので、もう少し検討しなくてはならないのかなと。

ただ、授業を進める上で、夏場だけの授業でありますので、これは教育課程の編成と実施という意味ではさほど支障はないというふうに思っております。

それから、経費面でも、いわゆるプールの施設に関する管理経費について見れば、むしろ総合プールを活用した方が、そちらの方が町の財政としては助かるのかなという部分もありますので、これからもう少し県教委等についてもよく相談をして検討してまいりたいと、そのように思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） どの学校の先生方も、プールの管理はとてもじゃないが大変なんですと、実際は嘆いておられる方が非常に多いので、今、教育長さんおっしゃるとおりに、柴田町には立派な県の総合プールがありますので、そこを有効活用するという意味でも、ぜひちょっと中学校については、プールの方はできれば閉鎖というような方向がいいんじゃないかなというふうに、私はご提案を申し上げたいと思いますので、ぜひ検討はきちっとやっていただきたいと思います。

それから、船岡中学校、ついでにちょっと集中的にお聞きしますけれども、校庭非常に周囲の方々からも私お話し伺うんですが、まず砂がぼんぼん飛んできて大変な思いをしているということ、その飛んできた砂が道路の排水口にたまって、周囲が水はけが悪い。と同時に、あの船岡中学校の校庭は、非常に水はけが悪いんだそうですね、大体よそから来た先生の話なんか聞くと、よその学校の倍ぐらいかかっているということで、校庭の砂飛びと水はけについてどのように考えておられるかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 学校の校庭でございますが、新しい学校の場合は、校庭の暗渠工事しているんですけれども、うちの町村の場合は、船迫小学校とか、東船岡小学校はしてあるんですけれども、ちょっと船岡中学校の場合は建築年数も大分前ということで、暗渠の工事しておりませんので、ご存じのとおり東側ですか、かなり風が強く吹きますと近所の方にご迷惑をおかけしているということと、あと水もかなりたまって大変だというのは聞いておりますので、今後、どういう状況なのかをちょっともう一度把握しまして、新しく建てるとなると校舎の位置とかもいろいろありますので、そのこともあわせながら考えていきたいと思いま

す。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 砂が飛ぶということについて、白石の第二中学校だそうですが、何かラバーというからゴム系統の素材だと思うんですけども、校庭に一面に敷いて、その上にはやはりそれを粉にしたやつで、そのラバーのシートの上に敷いて、校庭を全面覆って砂飛びを防いだという話を伺ったんですが、何かそれに限らずそういう方策が、飛びにくいような砂をまくとか、何かそういう方策は考えられないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） ちょっとその辺の砂の方までは私の方はわからないんですが、芝生なんかも大分新しい芝が出てきたというのもちょっと聞いておりますので、そういうところも近隣の市町村の学校等も聞きまして、情報等の収集に努めたいと思います。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） ぜひお願いしたいと思います。

それから、校庭については、フェンスがかなり傷んでいるということで、後ほど同僚議員からも質問があるので、これはちょっと省きたいと思います。

それから、先ほど緊急地震速報システムを二つの中学校に入れますというお話がありましたけれども、これについてもうちちょっと詳しく、どういう方式なのかお願いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えいたします。

これは、気象庁や防災科学技術研究所が、日本全国に全部で1,000カ所なんですけど、地震観測網というのがありまして、そこからのデータをリアルタイムに収集しまして、24時間常に地震の発生を監視して、それを船岡中学校、槻木中学校に入れた地震計の方で、即地震が起きた場合に計算し直しまして、今の地震は震度5ですよという場合は、すぐ学校全体に放送機器を通じて全館に放送するというシステムでございます。

それで、地震ですが、大きな揺れ、普通に来ますのがS波、あとその前にやってくるP波という小さな波があるんですが、これのS波という大きい方は秒速三、四キロ、小さいP波というのが秒速七、八キロということで、このP波を利用して早く来る時間ということで、例えば宮城県沖地震ですと10秒から20秒かかってきますので、来ると想定しておりますので、その10秒か20秒の間に初期行動ですか、それでもって例えば机の下に潜るとか、あとすぐ校庭、安全なところに逃げるとか、そういう訓練をしていきたいなということで、このシステムを設けま

した。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） そうしますと、それが来て校内放送で一斉に通知されるということですね。それを聞いて生徒たちは机の下にでも潜るといような段取りになっているわけですね。

それで、たまたまそれに関連して、船岡中学校の放送設備が物すごく傷んでいるという話なんです。大丈夫なんですかね。その地震速報システムにつないで、放送設備の方が故障したりとか、そういう心配がないのか。

聞くところによりますと、今はかろうじてマイクの方は放送できると、ところが、普通回路がありまして、バックミュージックを流すとかといろいろ本当は複数でミキシングできるんですけども、それができなくて、しゃべりながら音楽を流したいときは、テープレコーダーをそばに持ってくるとか、そこにマイクを持っていくとか、そういう工夫をしながら使っていますと。もういつ壊れても不思議じゃないんですとおっしゃっていましたが、放送設備の方どうなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えいたします。

私も写真で見たんですが、大分本当に古くて大丈夫かなと思ったんですが、このシステムを配給してくれる会社の方にも一緒にちょっと見ていただいたので、この機器には大丈夫ですということで確約をいただいております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） それでは、ちょっと別の、教室のテレビの話に移りたいと思うんですが、この間船岡小学校に行ったときに、ちょっと教室見せていただきました。各教室にテレビがありまして、それがアングル台だったか、結構背の高い台の上にほんと大きなテレビが置いてあって、教室の前の方の左とか右とかにただ置いてあるんです。

これ見て私非常に怖いなと思ったのは、大きな地震が来たら、これあつと言う間に吹っ飛んで生徒の頭の上に飛ぶなというふうに思ったんです。我々家庭で地震対策ということで、家具を固定しろとか、あとテレビも飛ばないようにしろとか、私のいた職場なんかもそうでした。とにかく棚という棚はすべてがんじがらめに壁か土台に床に固定する。固定するところがなかったら天井からアングルをぶら下げてでも固定するみたいな、かなり職場なり家庭では厳重に言われてやっていると思うんです。

それがああいう一番肝心な学校、子どもたちがいっぱいいるところで悪く言っては悪いんですけれども、非常に野放図な形でぼんと置いてあるということ、非常に怖さを感じたんですが、その辺どうなんでしょうかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） テレビ等ですね、大分高い台の上に載っていて、低学年ではこれでは本当に危ないな、生命の危険にさらされるなということで、校長会を通じましてすぐ全校に台に固定するとか、あとは天井の方に固定するとかの措置をするように、教育長を通じまして校長会に周知しております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 中学校では各教室にはテレビがないんですね。必要な場合に、キャスターのついた棚にテレビとビデオですか、DVDレコーダーを載けてずると教室に、必要なときに持って行って使うというようなことをやっているようですが、小学校で、今各教室にテレビが全部あるかどうかはわかりませんが、あつて、それが必要があるのかどうか、テレビを使った授業というのが小学校においては必要なのかどうか。一般の放送を受信してそれを学習に使っているものなのかどうかをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 実際に授業等で使用しております。そういう放送番組だけでなく、校内でも例えばPTAのときには、大きいところであれば校長のあいさつ等もテレビで行うとか、保護者の皆様は各教室でそれをお聞きいただくとか、そんな意味で、小学校のテレビについては、各教室のテレビについては、相当利用しているという実態がございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） そうということで、必要だから今後ともそれは、テレビは置かなくてはならないということですね。それで、あと3年後ぐらいですか、平成23年7月だったと思うんですが、地上デジタル化されますよね。そのときに今のテレビ受像機を一斉に多分かえるのかどうか、その辺はどういうふうな計画でおるんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えいたします。

ちょっと正確なテレビの台数がまだ手元にちょっとなかったもので、273台ぐらいだったと思うんですが、全部のテレビにそのチューナーをつけるということで、予算の計画はしております。ただ、金額的には約800万円ぐらい、全部直すと800万円ぐらいになるのかなということ

と、テレビ自体が大分古くなっておりますので、そちらの方の更新も考えながら、ちょっと計画的に進めていきたいなと思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 先ほど教育長さんは、テレビが必要なんだとおっしゃったんですけれども、本当にどうなのかというのはもう少し、これは文部科学省なり、そういう指針があるのかどうか分かりませんが、中学校みたいに移動式にするとか、本当にこれからすごい金額をかけて地デジの対応をしなくてはならないということもありますので、もう少し検討してもいいのかなというふうに思いますので、これは絶対テレビは必要なんだということであれば別なんですけれども、今、校内LANとかでデジタルコンテンツ使った教育とかということもあると思うので、その辺いろいろ総合的に考えて、もうちょっとテレビのあり方ということを考えていただきたいというふうに思います。

それから、机、いす、大分傷んでいるのがあるということで、お話をいただいて、私も見させていただきました。確かに、えっ、これ使っているのというような感じの机なりいすなりがたくさんありました。いや、今までこんなので我慢していたのかなと、非常に子どもたちが気の毒だなと思ったんですが、机、いすの更新というのはどういう基準でやっておられるのか、あるいはどういうふうにチェックしておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えします。

机、いすにつきましては、すべて学校長にゆだねているというのがありまして、教育備品ということで、毎年予算化しまして、その都度古いものを更新するというので、すべて学校の方にちょっと任せている状態でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） それで、毎年どのぐらいの数を更新してあのような悲惨な状態になっているんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 更新の数ですが、ちょっと手元に資料がないので、ちょっとあれなんですけど、今回すべて各学校から洗い出していただきまして、机、いす等もすべて更新するというので、今回平成20年度の予算ということでちょっととっておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） あの何台ぐらい補修なり交換なりが必要な中で、今年度の予算では何台ぐらい更新できるんですか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 約170万円ほどだったと思います。（「台数では」の声あり）
済みません、手元にちょっと資料がないので、あと調べましてすぐお答えいたします。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 子どもたちの体格、背の大きかったり、小さかったりいろいろあるんで、なかなか固定された机だと、いすだと困るんだという話もありまして、学校によっては可動式を、高さを調整できるやつを望んでいる先生方もおられます。その辺どうなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えします。

可動式は、西住小学校と柴田小学校が可動式でございます。可動式ですと、大分重い、鉄の部分がありまして、大分重いということで、高学年になると構わないんですが、低学年で持ち運びは無理だということで、全部の学校は取り入れてないということですので、学校ごとに様式というか、会社等も違いますので、違う机とかを入れちゃうと、いじめの対象まではいかないとは思いますが、低学年だとそれを機にいじめになったりなんかということで、学校ごとをお願いしているということもございます。以上です。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 今、下手に机を新しくするといじめられたりする場合もあるということもちょっと今おっしゃったその話も私も聞いております。できれば、その教室の中で部分的に新しくするというのではなくて、どこかの3年1組だけを全部新しくしちゃうとか、そういう方法も多分あると思うんですよ。

だから、その辺はちょっと工夫が必要かなとも思いますし、さっきなかなか財政の事情で、たくさん新しくしたいんだけど、できないという話もあったんですが、これもほかの市町村ではもう全部学校に任せるのではなくて、校長先生に任せるのではなくて、もう教育委員会で主体的にまとめ買いすると、何か学校ごとに買うよりも6割ぐらいで買えるよなんていう経験をなさった校長先生の話も伺っていますので、その辺も少しでも余計買える方向を考えたときに、検討してもいいんじゃないかなというふうに思いますので、参考までにちょっと考えていただければなというふうに思います。

それから、企業誘致の方に移らせていただきます。

12月の議会、私の質問にいただいた答弁で、企業誘致のパンフレットをつくりましたと。これを要所要所にぜひ置いて、あるいは関係部署に郵送してPRに努めたいと答弁いただきましたけれども、その辺どのような実行をされたかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

答弁したように、企業連絡等協議会並びに、あとこちらにおみえになりました企業の方々にも積極的にお配りするとともに、こちらからも出向きまして、こういう制度がございますので、ぜひ活用して柴田町の方において願いたいというPRも進めている次第でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 企業訪問を、さっきの町長もちょっと触れておられましたけれども、企業訪問をしていますという話、答弁だったんですが、差し支えなければ、最近こういうところを回りましたよということがあればお伺いします。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） では、お答え申し上げます。

先ほど町長も答弁したんですが、平成19年5月に、やはり3月にリコーからの関連ということと情報入ったものですから、5月に町長、6月にも町長にリコーの条件をアピールするとともに、6月には県関係課長、知事の支援要請に行き、初めて11月9日にリコー役員からの内定というような情報を得ているわけでございます。

この際に、どうしても、今議員さんにもお答え申し上げたいのはやまやまなんですが、どうしても企業の秘密性、やはり内々にやらなければならない、そういう状態もあるんです。ですから、今、数社関係機関とは交渉中でございますが、その数社ということとどめさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） それで、PRという意味で、パンフレットという一つの方法もあると思います。それから、やはり今はITを通じて、メディアを通してやるということも必要かなというふうに思います。たまたま岩手県の金ヶ崎、去年議会広報編集委員会で編集に行ったところなんですが、あそこのホームページを開いていましたら、ホームページに堂々とこの企業の皆様へと似たような感じで大きく載っていたんです。

これなんか見ますと、非常に大きくはっきりと企業に対しての企業誘致とか、そういうよう

なことで、外部にこの町の企業誘致策についてPRして、ぜひ問い合わせくださいみたいな、何ページにもわたって立派な写真入り、説明入り、図入り、表入りでありますので、ぜひ柴田町も町のホームページ、これを見てから柴田町のを見たらば、何だかどこを探しても出てこないんですね。もちろん優遇条例が制定されて間もないので、そこまではなかなかいかないと思うんですが、ぜひインターネットで発信するという、かなり有効だと思いますので、この辺をご検討いただきたいというふうに思います。

それから、やはり12月の議会でしたか、町の優遇策の中で、固定資産税をいただいた分をまた立地していただいた企業に補助するという制度がありましたよね。そうすると、それですと、地方交付税なり県の地方交付税で措置してもらおうような県からの支援策には当てはまらないんだというようなことがあって、今後検討するということがありましたよね。その件で、今度のリコーなり東海高熱なりは、高度電子機械産業ですか、それに当てはまるのかどうかまずお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

国の動きといたしましては、企業立地促進法というのが、平成19年5月11日に公布され、6月11日に施行されております。これを受けまして、平成19年6月20日に県の方で、工場誘致協議会というのを設立してございます。この中に先ほど議員おっしゃるとおり、高度電子機械ということで、6市8町1村が入りまして、この中に柴田町が入っているわけでございます。この指定を受けると、先ほどの優遇関係が受けられるということになってございますので、東北リコーさんについても、この件についてぜひ、当然受けられるように我々も動きたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） もしこれが受けられれば、国からの地方交付税の減税補てん措置の対象ということになると思うので、町の優遇策を変更すれば町も、それなりの町にとっても利益になることになると思うので、ぜひ町の方の条例というか、優遇策を変更するというところで検討していただきたいんですけども、どうなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

やはり町としても国、県、町というぐあいに優遇がそれぞれあるわけでございます。ただ、町といたしましても、このような厳しい状況でございますので、やはり国、県並びに確定した

という裏負担がないと、その条例の改正までなかなかいけないという状況でございます。ですから、そういうものを今後、やはり協議を重ねまして、間違いなく大丈夫ですよと、交付税措置しますよということになれば、それを加味したいということに考えております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 工場誘致に関連して、この間、宮城県環境リサイクル産業団地形成、エコファクトリー構想で、住民説明会がありましたね。そこにも私行ってお話を伺いました。一応対象は、あの船岡工業団地内の民間企業で開発した工場用地を対象に考えていますということだったんですが、リサイクル産業がその対象になるということで、住民の方にも説明がありました。実際にどうなんでしょうか。その引き合いみたいなのはあるんですか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

あくまでもこのエコファクトリー構想関係ですね、それは循環型の環境ということでございまして、その指定を受けることによって、県からの交付税なり、そういう措置があるということでございます。ですから、あくまでもそのほかに一般企業でも誘致できるわけでございます。ですから、ダブルにこちらで提供申し上げて、どちらでも早くおみえになった方を優先的に誘致するという考えでございます。ただ、いろいろ問い合わせ等はあるんですが、まだ確定ということには至ってないというのが実情でございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 時間がありませんので、ふるさと納税制度ちょっとだけお話をさせていただきたいんですけども、誘致合戦が始まっているというような申し上げ方、私しました。確かにここに住んでいる人が、住民税の一部をどんどんほかの自治体に寄附してしまいますと、それが住民税の減免対象になって、こちらの住民税が少なくなるということになりますと大変困るので、むしろ外に出ていく寄附よりもここに入ってくる寄附をなるべくたくさん、出ていくよりも多く入ってくるようなPRをしなくてはならないと。寄附合戦に負けなくてはならないと、いられないというふうに思うんですよ。

ちょっとこれ紹介なんですけれども、今北九州の方ではどうしているかといいますと、ふるさと納税で5万円以上寄附いただいた方には、地元の名産品、例えば小倉牛というんですか、それから竹の子とか、そういうものを寄附いただいた方にはお送りするとか、いろいろ工夫して自分の方に寄附していただくように頑張っていくというふうなニュースもいっぱい入っています。

それから、町では先ほどさくらの保護、それからスポーツ生涯学習関係の振興、それから図書館等、メニューをそういうふうに取りそろえてPRしていくということのようですが、これもやはり企画なり情報発信、それをうまくやって、やっぱりほかの町に負けないPRをしていけば、よそにいる人たちの目も柴田町に向いていただけたらと思うので、ここもぜひこういうホームページなんかも多めに利用するというので、PRに努めていただきたいなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これにて5番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時30分に再開いたします。

午後2時18分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

先ほどの大坂三男君に対する答弁漏れがありますので、発言を許します。教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 大変申しわけございませんでした。先ほど大坂議員さんの質問の中で、児童生徒の机、いす、個数と金額ということですが、机が154、いすが257、合計で170万円です。以上です。申しわけございませんでした。

議長（伊藤一男君） 次に、11番太田研光君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

11番（太田研光君） 11番太田研光です。

質問事項は、阪神大震災に学ぶ。耐震事業推進を図れの1項目であります。

ことし1月で、阪神大震災の発生から13年になります。被災地の阪神地域は、災害の復旧も進み、その惨事の影響も少なくなったと言われていています。

しかし、振り返ってみますと、この災害で人的にも財産でも莫大な被害がありました。死者は約6,000人にも上り、また家屋の倒壊、火災の発生、道路や上下水道等の社会基盤の破壊は膨大なものがあり、当時の被害状況を思い出すと空恐ろしいものがあります。

さて、私たちの身边では、宮城県沖地震が、30年以内に90%以上の確率で発生する可能性があると警告されております。日本列島の地殻構造から、太平洋プレートと言われる岩盤が地下

で破壊し、地震が起こると言われております。

このように、日本列島の成り立ちや地質構造から、地震からの被害は避けられないものであり、発生した場合、いかにその被害を軽減するかについて、学者や国の機関も取り上げていると震災対策の事業が実施されているのであります。

このような学術研究や対策事業の実態を通じて、いつも思うのですが、震災から遠ざかってくると、私たち一般の人は、地震についてもだんだん無関心の人が多くなっているのではないかと思うのです。そこで、地震の災害からみんなの命を守るため、災害の教訓をもう一度振り返ってみるのもむだではないと思っています。

阪神大震災で6,000人以上の人命が奪われたことをまず注目しなければなりません。地震は、突然ぐらぐらと大きく揺れ、その揺れは地震によって東西方向、南北方向、または上下方向と複雑な動きがあり、地震に弱い建物は、一瞬にして倒壊してしまいます。

阪神大震災での死者は、「9割以上が地震直後15分以内の死亡」と検視に立ち会った監察医は発表しております。そして、その大部分は、建物倒壊による圧死や窒息死でした。つまり地震による死亡というのは、大地が揺れて死ぬわけではないのです。倒壊した家屋、倒れたタンスやテレビによって圧死、瓦れきに埋もれて窒息死するのです。そして、残りの大半は火事による死者であったと言われております。

倒壊が予測される家屋ということになると、私たちの柴田町に当てはめてみますと、木造家屋は約1,200棟、そのうち旧建築基準に建てられた耐震性の低い建物は約5,000棟と言われております。この古い建物に対する耐震対策がまず重要であり、現在その耐震対策も進められていますが、予算や改造資金、住民の関心の差異によってなかなか進んでいないように見えます。

町では、昭和56年5月以前に建築された木造家屋を対象に、「耐震診断助成事業」を行っていますが、その実績と今後の事業の見通しについてお尋ねをします。

耐震化事業によって、毎年改善される木造家屋は極めて少ない現状で、地震から特に人命をどのようにして守るかについてもっと啓蒙が必要だと思っております。以上です。

議長（伊藤一男君） 太田議員、木造家屋1,200と申しましたから訂正してください。

11番（太田研光君） 1万2,000ですね。木造家屋そのものが1万2,000で、耐震性の低いものが約5,000であります。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 阪神大震災に学ぶ。耐震事業推進ということでございます。

昭和56年5月以前に建設された木造住宅を対象とした「耐震診断助成事業」の実績と見通し
はについて、実績として町が実数を把握しているものは、国、県の補助を受け、震災対策事業
として実施している平成15年度と16年度に行った「木造住宅簡易診断」が50件、平成16年度か
ら現在まで行っている「木造住宅一般診断」が69件、合計119件となっております。このほかに
も民間の住宅メーカー等が、町内で耐震診断・耐震補強工事等を実施しているようですが、そ
の実数については把握できておりません。

耐震診断は、建物を地盤や基礎・構造体の状況、老朽度などを調査し、最終的には総合評点
で判断されます。総合評点の基準は、1.0以上であれば倒壊しないということになりますが、今
年度まで実施した結果は、「簡易診断」では50件中47件、「木造住宅一般診断」では69件中64
件、全体では119件中111件、率として約93%の住宅が倒壊の危険があると評価されている状況
でございます。

「耐震診断助成事業」の今後の見通しは、来年度から取り組む地域住宅交付金事業の中で、
平成20年度から5年間は年間20件、合計100件の実施を予定しておりますが、件数等は要望に応
じてふやしていくことも検討いたします。

次に、地震の被害から、特に人命をどのようにして守るかについてでございますが、現在、
町では、地震防災事業として9月議会において予算措置し、「柴田町地震防災マップ及び耐
震改修促進計画作成業務委託」を発注しております。

「柴田町地震防災マップ」は今後発生のおそれがある、宮城県沖地震等の大規模地震による
地域の震度や木造建物の被害状況をわかりやすく地図に色分けして表示するものです。作成し
た地震防災マップは、4月以降になりますが、町公共施設や学校・行政区等に配付し、掲示・
広報を行うとともに、広報しばたや町ホームページでも公表する予定としています。

地震防災マップを作成・公表することで、地震防災及び住宅・建築物の耐震化、特に木造住
宅の耐震化の必要性について、知識の普及や啓蒙活動の一助となるものと期待しております。

以上です。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） それでは、まず木造住宅の耐震ということで、ことしの予算書を見ます
と、国の方は、木造住宅耐震診断助成事業というので130万円、それから住宅建築物耐震改修事
業補助ということで650万円ほど国庫補助金がきているんですけども、町は実際に事業をやる
上で、木造住宅の耐震診断の助成の方に重点を置いて270万円ほど、それから避難弱者木造住宅
耐震改修事業の助成の方に60万円というふうに予算を組み替えているというか、事業を組んで

おりますけれども、この辺、国の補助金の状況を見ますと、どうも建築物の耐震化の改修工事の方に重点を入れるんだと言っているような気がするんですけども、町はどちらかといえ、住宅の耐震診断を重点的に進めるんだと、助成については60万円計上というふうになっておりますけれども、この辺の考え方の違いはどこにあるかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 翌年度といいますか、平成20年度の予算措置の中身ということのご質問かと思えます。議員ちょっと中身、歳入予算と歳出予算をごらんになったと思うんですが、今回の耐震診断関係については、公的施設分の耐震診断の委託分ということでも予算措置しております。それらについては公共施設ということでございますので、一般住宅以外の町の施設にかかわる耐震診断を受けていない建物について診断をしてみたいという中身でございます。

都市建設課の方で所管しております耐震関係の事業では、先ほどご質問があったとおり、木造耐震をした上での耐力強度が不足しているものについては今年度も5件ぐらいの事業を予定しております。それにプラス、避難弱者関係も3件ということで予定しておりますので、計13件の予定でございます。

そのほかに、これは地域住宅交付金事業という名称の中で、例の宮城県沖地震の際に、かなり被害が大きかったブロック塀の倒壊による死亡事故も結構ございましたので、それらについても今回、補助充当しながら復活させたいということで予算を計上しております。

町長が先ほど申し上げたもので、一番新しいものということでお聞きになったかと思うんですが、昨年9月で補正をお願いして認めていただきました地域における地震の揺れ関係と災害の状況等を、100メートルメッシュに柴田町を分けて、どこの地域がどういう揺れを感じるかとか、約何%程度の木造住宅が倒壊するおそれがあるということ、図上であらわすような図面を今作成しております。でき得る限り、4月以降にはなろうかと思うんですが、それらを町長答弁のとおり、皆様にお知らせしてみたいということが一番必要かということで考えておりますし、当然将来ともに総合的な防災の中で、それらも含めて町民の皆さんにお知らせしてみたいということで考えております。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） 今のは、予算の執行ということでいろいろお話はあったようですけども、もう一度宮城県沖地震といいますか、今まで皆さん、私も含めてくるかもしれないという、オオカミ少年みたいなことを言っているという気持ちもあると思うんですけども、マグ

ニチュード7から8クラスの地震が、やはり宮城県沖地震振り返ってみますと、記録にはいろいろあるわけですが、今、記録されている中では、江戸時代からそれぞれ明治、あるいは昭和、そういうものを経てどういう間隔できているのかといいますと、大きな宮城県沖地震程度のものが、26年から42年ぐらいの間隔で、間違いなく宮城県沖地震規模の震災が起きている。それで、今すぐ上が昭和53年6月2日にマグニチュード7の仙台沖地震が起きたわけですから、ことしはちょうど30年目に当たるわけです。したがって、私どもは、少しもっと心して準備をしていく必要がある段階ではないかと思っています。

しからば、昭和53年の地震では死者が27名しか被害が出ませんでしたけれども、今、このときは、仙台市が大体人口が40万人ぐらいなんです。現在100万からの都市に被害予想、ハザードマップを乗せると、死者は地震で200人ぐらい死亡者が出るんじゃないかというふうな被害予想も出ております。当然昭和53年の時期もそうなんですけれども、負傷者が1万人、それから当時の仙台市が主体なんですけれども、全壊戸数が1,300戸と出て、被害総額が当時で2,680億円、大体宮城県の予算と同じぐらいの当時の被害を受けておったと言われております。

じゃあ、こういうふうな被害が出るような地震がそう遠くなく来るときに、私どもは本当にそれに合うように想定をし、あるいは訓練をしているのかという問題があります。そこで、出前講座等でことしの防災訓練、災害に強い地域づくりというふうに出前講座が書いてありますけれども、平成19年度といいますか、全部終わりませんけれども、平成19年度の出前講座で地域に実際出て行って、教育はどの程度実施されたのか。あるいは内容はどういうことをやられたかということについて質問します。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

町で、行ってあります出前講座、平成19年度において災害に強いまちづくり、これについては6地区で実施7回しております。それぞれの地域、その要望があった団体等に合わせて内容を変えております。たとえていいますと、下名生地区については、水害の過去の被害がございましたので、水害を中心にして、あと地震を兼ねての説明ということで行ってあります。そのほかについては、恐らく来るだろうと言われている宮城県沖地震の備えという形についての内容での説明ということで行ってあります。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） 今の、実施されたということなんですけれども、6地区7回ですか、特にぜひお願いしたいのは、要するにそんなに難しいことをやろうたって、地震が来たときに

とっさにできるものではありませんから、自分の身を守るということに限定して、例えば自分の今の付近に倒れる建物といいますか、戸棚だとか、それからそういうふうなものが、テレビだとか、そういうものの倒壊によって人間が下敷きになって死ぬということが問題なんです。死んでから自衛隊が来て直すとか、それからどここの自衛隊を要請するとか、そんなことをしたって死んでしまえば終わりですからね。ですから、人命を、とにかく自分の命を守るということにぜひ出前講座も置いていただいて、ハザードマップもできるでしょうから、それに合わせて訓練をしていただくという方向はどうかと思っています。

そのときに、文化財というものが柴田町には37件あるんですけども、文化財というものは、防災上どういうふうに取り扱われているといいますかね、ピンからキリまであるわけです。国、あるいは県指定、あるいは町指定の文化財があるわけですけども、これらに対する防災という、訓練というんですか、防災対策というか、そういうものに対する町の指導はどのようになされていますか。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問の文化財に対する地震発生時の防災体制についてというご質問かと思いますが、まず防災週間のときに対応するというようにしておりますけれども、訓練などを発信してまいりたいというふうに考えておりますが、特に今、改めてその地震発生に向けての対策というものは、今のところ具体的にはとり行っていないところが現状でございます。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） 文化財についてはそれぞれ所有者との関係もございまして、一概に町の指導といいますか、関与というのではないと思うんですけども、特に国だとか県の指定で、将来とも町の文化財として保存していく必要があるというふうなものについてはよろしくご指導をお願いしたいなと思っています。

その次は、今、ハザードマップをいろいろこれからつくっていかれるといいますか、そういうものをつくっていただくわけですけども、各地区の話を聞くと、本当は弱者の救済計画を準備をしていかなければいけないのだけれども、実際、民生員でも区の中にどういう弱者がというようなことを聞くと、いや、それは個人情報に引かかるからだめなんだとか、いろいろそういうことを言われるというふうに聞くんですけども、この辺の個人情報と実際に弱者避難計画、こういうものを考える場合、どういうふうに町としてはご指導されていくのかなと、これについてお願いします。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

災害弱者についての把握、あとは避難、連絡、情報の伝達、その中につきましては、今、健康福祉課の方で災害弱者の方のマニュアルづくり、手引きですね、それをつくっております。それに基づきまして、どういった情報を伝達し、どういった形で避難していただくかということで、今年度中にまとめるという形になっております。

また、避難弱者につきましては、地震だけではございません。水害も関係あります。水防法の第15条関係で、どこの避難所に行ったらいいのか、浸水をしないような避難先とか、そういったものも基本計画の中で、地域防災計画の中に位置づけて、それを明確にしていくという形で、今現在は進めております。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） 今、おっしゃったものがスムーズに地域の弱者というのが把握できればいいと思うんですけども、何か民生員の方に聞いてもいろいろ、「いや、うちの地区でもさっぱり情報をもらえない」とか、どこへ行っても、「いや、そんなのは個人情報に抵触するからだめだ」と、こういうふうな話がよく聞かれるんですけども、ぜひその辺、福祉課と関係あるんですかね、どこと関係あるかちょっとわかりませんが、関係課と話し合って、助けるべき方をやっぱり手が届くような位置といいますか、救済できるように避難計画といいますか、救済計画をつくれるように情報を提供していただけないかなと思っております。これは要望ですけども。

その次に、この前、2月20日ですか、陸上自衛隊の防災訓練というのは、もちろん総務課からも水戸職員が見学していましたが、私どもも招待されて見てまいりましたけれども、ああいう大がかりなものは別に考えていませんけれども、防災に限らず、要するに町が一体となって災害救助なり、あるいは震災対処なり、そういうものに取り組むというときの図上訓練について参考になるんじゃないかな、こういうふうに思っていました。

難しいことをやったって、これは練度が高くなれば別ですけども、町長が考えているように、それぞれ各課が動き、情報が上がってきて、そして、それぞれ措置をするというふうな一連の動きといいますか、あるいは特定の情報に対してそれぞれの担当各課がどういうふうな計画をつくり、連絡をし、そして末端に伝わっていくかと、こういうことが図上で検討されたらいいのかなと思っていました。

したがって、ここでそういう指揮所訓練というものを絶対やれとか、こうやった方がいいと

いうふうにはまだ言えないかもしれませんが、役場でもぜひそういう図上の指揮所訓練といえますか、そういうものを取り入れて、皆さんが帰った後に、例えば災害が起きたという想定で、戸主から実際に役場が動き出すまでの行動の一連を例えばやってみる。

あるいは町長がいないときに災害が起きたときには一体どうするんだとか、それから特定の計画をやはり急いでつくる必要があるときには、集中してその計画づくりに指揮所演習を利用するとか、そういうことができるんじゃないかと思っています。

難しいことはともかく、本当に町が災害なり、避難なり、そういうものに対して実動訓練というのはなかなかやれないわけですから、そういう図上訓練を取り入れたらどうかと、こういう要望を持っています。もしいろいろなご意見があればお答えもraitたいと思っています。

議長（伊藤一男君） 今のは要望ですか。

11番（太田研光君） だから、訓練について、もしこういう考えだと、いや、そんなのはまだ尚早だというふうに言うのか。あるいは、いや、実動がいいとおっしゃるならば、またそれは別ですけども、ご意見を聞きたい。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えいたします。

確かに2月20日に行われました自衛隊の訓練に私どもの方から職員1名が行って見学をしていただいております。どのような訓練なのか、参考になるべきところが多くあったのかなということで、報告を受けております。おっしゃったように図上訓練行っていたのを職員も見てまいりました。その図上訓練の中には、各市町村の職員も訓練の一員として入っているということもございました。

そのような中で、ぜひできれば来年度以降、柴田町も職員がそういった訓練の中に参加できればという形で考えております。防災担当の職員としては、そういったものに実際に参加して訓練を積みたいと。また、図上訓練につきましては、2年に1回総合防災訓練を行っております。隔年でございますが、その間に取り入れていけるかどうか検討、まして夜間の訓練とか土日の訓練になりますと、職員の問題もございしますので、その辺を検討しながら、行えるものは行ってまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 太田研光君。

11番（太田研光君） それでは、防災については、最終的に要望なんですけれども、とにかく人の命を守るということを重点にして、防災教育といえますか、そういうふうなことにぜひ町として努めてもらいたい。とにかくお金はないわけですから、なかなか家屋の改造とか、それ

からほかの耐震化ということでも、恐らく地震がくるまでには間に合わないんじゃないかと思っております。

したがって、要望ですけれども、ぜひ人命を守るために一般の方々ができ得るものをすぐ実施するというふうなことを普及教育で取り上げていただいて、そして、できるだけ人災といいますが、災害から人命を守るというふうな方向に進めれば、物的被害があっても命だけは助かるというふうなことになるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

終わります。

議長（伊藤一男君） これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

次に、7番白内恵美子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

5点質問いたします。

1点目、医療費削減のための対策を。

ふえ続ける医療費を削減するための対策について提言します。町の考えをお聞かせください。

- 1) レセプトの分析結果を公表し、食の改善や運動の必要性を啓蒙する。
- 2) 喫煙は、「予防可能な最大の危険因子」である。喫煙により病気リスクが上昇することを住民に周知する。
- 3) 歯磨きや口腔ケアにより、病気を予防できることを住民に周知する。
- 4) 後発医薬品の利用を促す。
- 5) 軽症の場合は、中核病院の夜間診療の利用をやめるよう周知する。
- 6) 高齢者の居場所づくりを進め、生きがいを持って楽しく生活できる環境を整える。

2点目、はしか予防対策を。

昨年は、若者の間ではしかが大流行し、各地でワクチン不足が起きました。柴田町においても医療機関でワクチンが手に入らなくなり、住民の予防接種の要望にこたえることができませんでした。ことしはしかなの大流行が懸念されます。町ではどのような対策を立てているのでしょうか。

3点目、子ども読書活動推進計画の進捗状況は。

世界一の学力を誇るフィンランドでは、家庭でも社会でも読書は大切なことと考えられています。フィンランドでは、コンビニの数より多い質の高い地域図書館があることと、移動図書

館が毎週学校を訪れており、児童生徒は読み物を簡単に手に入れることができます。

最近の研究では、「読むことは、考えたり意味づけしたりすることを含む。優れた学習のスキルを獲得するための最もよい方法は、広く多様な分野の資料を読むこと」と言われています。

公共図書館未設置の柴田町においては、「本を読みたい、本を友に」と思う子どもの育成を目指して、平成18年4月に「柴田町子ども読書活動推進計画」が策定されました。2年間の進捗状況について伺います。

- 1) 家庭における推進計画の進捗状況
- 2) 学校における推進計画の進捗状況
- 3) 幼稚園・保育所・児童館における推進活動の進捗状況
- 4) 公民館図書室における推進活動の進捗状況
- 5) 行政における推進活動の進捗状況

4点目、子育て支援の充実を。

柴田町における子育て・子育て支援は、まだまだ十分とは言えません。今すぐ必要な事業について提言します。今後どのように取り組むお考えでしょうか。

- 1) 保育所の待機児童解消、病児・病後児保育にこたえるため、「保育ママ」の導入
- 2) ファミリーサポートセンターの設置
- 3) 全小学校に放課後児童クラブの設置
- 4) 児童クラブに入所できない4年生以上の児童の居場所づくり
- 5) だれでも利用できる児童館の設置
- 6) 不登校の生徒や親が安心して相談できる場と居場所づくり

5点目、観光協会の今後の運営はどのように行うのか。

財政再建プランでは、観光協会への町からの補助金は、平成20年度から廃止することになっています。廃止後の運営はどのように行うのでしょうか。

平成19年12月定例会において、大坂議員の一般質問に対し、町長は、「現在、関係機関と観光協会にかかわる新しい組織の立ち上げについて協議中です」と答弁しておられます。どのような機関とどのような協議を行ったのでしょうか。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点、2点、町長。3点目、教育長。4点、5点、町長。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） それでは、まず1点、2点目をお答え申し上げます。

医療費対策でございます。

ふえ続ける医療費対策として、レセプトの分析は、今後の医療対策を講ずるとき有効な手段と考えます。しかし、これまで町独自の詳細なレセプト分析をするシステムはなく、国保連合会を出している簡易な資料を参考に保健対策を講じてまいりました。

そのような中、昨年の秋に、この4月から始まる特定健康診査・特定保健指導等の計画書づくりの資料として、レセプトの分析を外部委託したところです。現在、その分析結果を参考の一つとして、生活習慣病に着目した特定健康診査等の実施計画書づくりに取り組んでいるところでございます。

また、今年度国保連合会では、市町村が独自に疾病分析ができる全疾病分析支援システムを開発し、レセプトデータとあわせて提供できる運びとなりました。

このシステムは、疾病分類はもとより、年齢、性別、地域別等詳細に分析することにより、ピンポイントでの対策も可能となるものです。本格的な利用はこれからとなりますが、これらの分析した結果は、広報等で公表・周知し、あわせて分析結果をもとに、生活習慣病予防のための食事・運動相談会、糖尿病教室や栄養教室の開催、また、予防事業として糖尿病予備軍のためのキラリ健康教室、軽度の肥満者のための健康チャレンジ倶楽部、骨粗しょう症健診対象者とした転ばぬ先の元気塾を計画し、食の改善や運動の実践を図ってまいります。

2点目でございます。

議員ご指摘のとおり、喫煙が健康に及ぼす悪影響については、長い研究の歴史があり、がんや脳卒中、心筋梗塞だけでなく、慢性気管支炎や肺気腫などのいろいろな病気の危険因子であるとの多くの研究成果が蓄積されております。

また、WHOにおいても、喫煙は、「病気の原因の中で予防可能な最大の単一の原因」として位置づけられるところでございます。しかし、実際には、喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及は、我が国においては普及していない状況にあると言えます。個人の嗜好品としてたばこをとらえていた面が強く出ていたと考えます。喫煙と健康問題に関する実態調査からも、平成17年度の調査数値では、肺がん、呼吸器疾患との関係は過半数の方が認識しているのに比べて、脳卒中、心臓病、歯周病との関係についてはまだまだ低い結果となっております。

そこで、本町としても、本年より開始される生活習慣病予防対策として実施する特定健診等の健診結果通知とあわせて、喫煙が健康に及ぼす悪影響の情報を積極的に提供してまいりま

す。また、がん健診や出前講座時等の機会を利用して、啓発に重点を置いた取り組みをしております。また、今年5月31日の「世界禁煙デー」に始まる1週間を「禁煙週間」として広報活動やポスター掲示を検討しております。

3点目、口の中には500種類以上の細菌が存在し、歯に付着している菌1グラムには数億個の細菌があります。口腔内を不潔にしていると、虫歯や歯周病、誤嚥性肺炎の原因になることも事実です。また、歯周病菌は、心臓の病気や動脈硬化、早産や糖尿病などの病気を誘発させるという報告がされております。

そこで、町ではことしから町歯科医師の協力のもとに次のような事業を実施し、歯科疾患予防や口腔ケア、歯磨きなどの必要性を周知しております。平成20年度は、歯科医師の指導助言を参考として検討を加えた結果、成人歯科健診の対象者を拡大し、国保加入者の制限を外し、40歳、50歳、60歳、70歳の節目健診として9月から10月に実施いたします。

また、子どもの虫歯予防の啓発と周知を兼ねた取り組みとして、2歳児歯科健診時には、全員にフッ素塗布を実施し、虫歯予防の啓発に取り組みます。また、母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診の受診券を配付し、妊娠初期からかかりつけ医による指導と啓発も実施します。

その他として、特定健康診査や骨粗しょう症健診でも、会場に歯科医師を配置し歯科相談を実施します。また、寝たきりにより健診ができない方のための訪問歯科健診も継続して実施します。

4点目、医療費に占める薬剤費の割合も多く、医療費増加の一因となっております。後発医薬品は、ジェネリック医薬品という名で知られてきたところですが、現状は、諸外国に比べ日本の普及率は大分低い状況で、対策が求められていたところですが、先発医薬品と比べて有効性、安全性の心配が、患者だけでなく、医師側にもあることが要因の一つとされております。

そんな中、平成20年度診療報酬改定で、ジェネリック医薬品の促進対策が盛り込まれております。医療機関がジェネリック医薬品を整備し供給することで、診療点数に跳ね返る仕組みです。ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べ、価格は大分安く設定されておりますので、普及することにより、医療費抑制に大きな効果があると期待をしているところです。町といたしましても、ジェネリック医薬品の普及に対し周知を図りたいと考えます。

5点目、中核病院の夜間診療の関係でございます。

全国的な傾向でございますが、仙南地域においても、医師不足が関係していることもあり、救急医療担当病院として救急車搬入患者が、平成18年度は3,229件となっております。そして、懸念すべきは、夜間や土・日曜日に「軽症者」と「二次救急の必要な患者」の混在による時間

外受診者数は、平成18年度は1万1,385件あり、そのうち85%が外来患者数となっております。この結果からも、本来の二次救急に専念できない状況になっております。

このように病院利用を続けていけば、地域医療を崩壊させる危険性があることを認識して、昨年9月に2市7町の全戸に、仙南地域医療対策委員会・仙南の3医師会・2市7町共同で「かかりつけ医を持ちましょう」を配布し、厳しい医療事情についての情報、救急医療機関の利用法の周知を図りました。しかし、軽症なのか重症なのかの判断は、医師の診断結果に基づくことであり、事前の判断で対応してよいものか苦慮しております。

中核病院の夜間診療の利用をとめることは、「命」にかかわることでもあり、慎重に判断すべきことと認識しています。

6点目、ご質問の高齢者の居場所についてですが、これまでのように単なる居場所だけでなく、高齢者が生きがいを持つために、そこで何をするのかという目的や目標を持たせることで、高齢者の介護予防や認知症予防などに特に効果があるとされています。また、高齢者の目的や目標のためのニーズにこたえるには、運動や趣味などさまざまな活動を町の事業だけでなく、民間事業所やインフォーマルなど多種多様なサービスが必要となってきます。

本町では、高齢者事業として、町内の公民館や体育館等においての高齢者教室の開催や、委託事業として高齢者自立支援通所事業（春風）を実施するとともに、インフォーマルサービスとして、ダンベルの自主サークルの立ち上げ支援を行ってまいりました。

また、社会福祉協議会で実施している「いこいの日」活動への助成、民間事業所などのサービスとしては、乾医院の「元気サロン」、あおぞらの「いきいき教室」、こもれびの里の「健康増進教室」などがあります。

さらに、身近な地域で活動している団体等へは、本年度より仙台大学生が地域に入り、気軽に、安全に、そして楽しく運動を続けながら、地域の健康づくりを支援・指導する「健康づくり運動サポーター」派遣事業が始まります。地域で、みんなで生き生きとした生活を送っていただきたいと思っております。

団塊の世代が定年退職を迎え、シニア世代が地域で生き生きとした人生を過ごせるように、また、地域で活動できるための人材育成を目標とした仙台大学シニアカレッジ「シニア地域指導者養成講座」を実施しております。これらの講座修了生には、「運動」、「スポーツ」、「健康」について習得した知識や指導技術を、ぜひ地域の高齢者の居場所で生かしていただけるようなシステムづくりも今後実現していきたいと思っております。

2点目、はしかの対策でございます。

厚生労働省は、昨年度の実態を重視して、2012年を目標とした麻しん排除計画をまとめ実施に入っております。今年1月からは、全国の医療機関には、はしかが患者発生したならば、医師が保健所に報告義務を負わせた法の改正をいたしました。また、4月から5年間の期限つきで、中学1年生と高校3年生を対象にワクチンの接種も義務づけました。

本町としても、個別接種として実施することで、町内医療機関には1月に説明し、協力体制の準備は整えました。昨年は2市7町で大人のはしか発生は1人でした。幸い柴田町内からの発生報告はありませんでした。ことしも町内医療機関や保健所等に早目の情報提供を依頼しております。

昨年は、想定外の年代のはしか流行により、ワクチンの供給量不足が生じ、希望する時期に接種できない時期がございました。そこで、町では緊急的措置として、接種時期がおくれた場合には、町が接種費用を負担として対処する対応をとりました。

幸いにして接種時期がおくれたとの報告もありませんでした。ことしもワクチン不足が生じたならば、前年と同様の対応を実施いたします。現在のところ、ワクチンの供給量については、国の要請により製造メーカーが増産体制をとっていますので、昨年のようなワクチン不足は発生しないと予測をしております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 3点目、教育長。

教育長（阿部次男君） よろしく申し上げます。

その前に、本日午前中は、町内各中学校の卒業式にご出席をいただきまして、お励ましをいただきました。大変ありがとうございました。卒業生の中には大いに活躍をした子ども、そしてまた、失敗した子ども、さまざまではございますけれども、それぞれに多くのことを学んで巣立っていったのではないかなと感じております。今後ともよろしくお見守りいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは、3問目、子ども読書活動推進計画の進捗状況はについてお答えをさせていただきます。

本計画は、子どもの読書に関する理解の促進、子どもが読書に親しむ機会の提供、子どもの読書環境の整備・充実、学校、公民館図書室等の関係機関の連携・協力の、以上4点を柱としております。

ご質問の5項目は、本計画第3章「子ども読書活動推進のための具体的な取組み」及び第4章「柴田町読書活動推進5カ年計画」に掲げました項目と受けとめましてお答えをさせていただきます。

1点目、家庭における推進計画の進捗状況についてですが、「子どもの読書に関する理解の促進」の観点から、保護者に対する読書活動の意義や重要性の啓発については、4カ月児、1歳児半健康診断、2歳児歯科健診のときに、ブックスタートボランティアの協力による絵本の読み聞かせや、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「子ども読書週間」の広報ポスターを学校や関係施設へ掲示し、あわせて町広報お知らせ版を利用した啓発広報を実施するとともに、小中学校と連携して家庭における取り組み状況の把握を行いました。また、新規購入やご寄附いただいた図書の紹介を町広報やセンター便りなどで情報の提供をいたしました。

以上の内容から、計画項目7項目に対して平成19年度までに4項目に取り組みましたので、進捗率は57.1%となります。

2点目、学校における推進計画の進捗状況についてですが、小学校6校、中学校3校の計9校について、項目ごとの進捗状況を申し上げます。

「各学校に応じた読書推進計画のマニュアル作成」、それから「子どもが読書に親しむ機会を提供するためのマニュアル作成」、これにつきましては、4校が作成し、マニュアルを作成していない学校も含めて、現在計画項目としてございます。

保護者への働きかけに関するものは3校、児童生徒への働きかけに関するものは5校、教員に向けた読書推進の呼びかけでは2校、子どもが読書に親しむ機会を提供することについては8校で取り組んでおります。

次に、「子どもの読書環境の整備・充実」の取り組みとして、図書室の開館時間の延長につきましては4校で、それから夏休み中の図書室開放を実施しており、ボランティアなど図書室への人員配置は4校で、図書室以外の図書配置と図書の展示・配架の工夫については7校で実施しております。司書教諭の校務分掌上の配慮は3校、そして、図書室蔵書のデータベース化では全校で蔵書のデータ化が完了いたしております。管理ソフトを用いた図書管理を3校で実施しております。

「学校・公民館図書室等の関係機関の連携・協力」では、学校、公民館図書室等との蔵書の交換や、学校にない本を公共図書館から借用するなど、蔵書情報の共有化と図書ボランティアの有効活用計画の作成、協力強化及び調整など、延べ15項目を実施しております。

以上の内容から、平成19年度までの計画項目135項目に対して65項目に取り組みましたので、進捗率は48.1%となります。これが学校でございます。

3点目、幼稚園・保育所・児童館における進捗状況でございますが、幼稚園4施設、保育所

3施設、児童館3施設の計10施設について、項目ごとの進捗状況を申し上げます。

「子どもの読書に関する理解の促進」としては、園だよりによる絵本の紹介や職員に対しての読書活用推進に関する研修機会の確保など、啓発活動を6施設で実施しております。

保育士等による読み聞かせ、紙芝居やお話会など、聞くことから読書に関心を持つ機会の提供活動を全施設で実施しております。また、絵本の積極的な貸し出しや保護者による「読み聞かせ」など5施設で行っております。

「子どもの読書環境の整備・充実」としましては、絵本コーナーの開設や蔵書の充実に、延べ13施設で取り組んでおります。

「学校、公民館図書室等の関係機関の連携・協力」として、遠足などで子どもたちの図書館見学や読み聞かせ団体との協力連携に3施設で取り組みました。

以上の内容から、計画項目100項目に対して、平成19年度までに36項目取り組みましたので、進捗率は36.0%でございます。

4点目、公民館図書室における進捗状況についてでございますが、生涯学習センター、公民館など8施設について、項目ごとの進捗状況を申し上げます。

「子どもの読書に関する理解の促進」として、工作・折り紙・手づくり絵本教室など、親子参加の行事を3施設が開催しました。

「子どもが読書に親しむ機会の提供」として、新刊図書・絵本・児童図書の紹介を6施設で、読書週間などを利用したイベントの開催を3施設で、利用時間の延長対応は5施設で、絵本・雑誌等の定期講読を3施設で実施しました。

「子どもの読書環境の整備・充実」として、展示の工夫などを行い、また、「学校、公民館図書室等の関係機関の連携・協力」の取り組みにつきましては、学校、公民館、郷土館のネットワークや学校へ本や資料などの情報提供を4施設で実施しました。

以上の内容から、平成19年度までの計画項目80項目に対して36項目に取り組みましたので、進捗率は45.0%というふうになります。

5点目、最後になりますが、行政における進捗状況についてですが、乳幼児からのブックスタートや子育て講座など、啓発広報や図書ボランティア研修会を開催しての図書ボランティアの育成、柴田町学社連携推進委員会を設置して、学校と公民館等との連絡調整などを行うとともに、本計画の総合的調整推進体制として、柴田町子ども読書活動推進会議を設置して、本計画の進捗状況等の確認と調整を行っております。

計画項目15項目に対して平成19年度までに6項目の取り組みとなりますので、進捗率は

40.0%となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 子育てと観光協会の件をお答えいたします。

まず、町では、子育て支援プロジェクトとして、平成19年度に船岡保育所をオープンし、保護者の方々からの要望が多かった午後7時までの延長保育とゆとり保育事業を新たに実施してまいりました。また、放課後児童クラブにつきましては、東船岡放課後児童クラブを新設するとともに、槻木放課後児童クラブでは、長期休業期間と土曜日の延長保育を試行的に実施し、ニーズ量の増加に合わせ、受入れ態勢の強化を図り、受入れ児童数の増員に努めるなど子育て支援対策を充実強化してまいりました。

その中で、家庭的保育事業、保育ママですけれども、待機児童解消促進等事業として、国の実施要綱が定められており、保育ママの居宅で保育所等と連携を図りながら、少人数の低年齢児（3歳未満）の保育を行う事業となります。

近年、保育需要は全国的に低年齢化しており、町内3保育所でも3歳未満児の待機児童数はふえる傾向にあります。この増加する低年齢児の保育需要に対し、船岡保育所の新設や受入れ児童数の拡大だけでは追いつかない状況となっておりますので、家庭的保育（保育ママ）の導入は、応急的な待機児童対策として大変有効な事業だと考えております。

しかし、現在の県保育対策等促進事業費補助金交付要綱では、家庭的保育事業は補助金の交付対象事業となっていないため、国の定める基準額、児童1人当たり月額3万6,600円の補助金は受けられない状況となっております。県がやらないということなので受けられない、簡単に言うと。

国では、平成20年度予算案において、家庭的保育事業の拡充を図ることとしていることから、県に対し関係機関と連携を図り、補助対象事業として取り上げてもらうよう働きかけを進めてまいります。

また、事業の実施に当たっては、財政的な部分も含め、保育ママによる事件や個々の保育ママの保育の質の問題もあり、十分な研修なども必要となっておりますので、調査研究し、事業導入について今後検討してまいります。

2点目、ファミリーサポートセンターは、保育所への送迎や一時的な預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人とがともに会員となって、一定の報酬でサービスを提供する相互援助組織による子育て支援事業でございます。

多様な子育てニーズに対応するためには、ファミリーサポートセンターの設置は必要と考えております。既に開設に向けた取り組みを実施しているところでございます。まず、平成19年7月に子育てサポーターのメンバーと「しろいしファミリーサポートセンター」を視察研修し、10月には次世代育成支援推進協議会で「名取市ファミリーサポートセンター」の視察研修を行ってまいりました。

今後は、会員の組織づくりやリーダーの養成など、センター設置に向けた具体的な検討を実施してまいります。

3点目、現在放課後児童クラブが設置されていない小学校区は、西住小学校区と柴田小学校区となっておりますが、私としては、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、放課後の居場所づくりと児童の健全育成のため、町内6小学校単位に放課後児童クラブを設置したいと考えております。

ただし、現在の職員数では新たな放課後児童クラブの開設はすぐには困難でありますので、平成22年3月に西住児童館を廃止して、同年4月に西住小学校区の放課後児童クラブを開設したいと現在考えております。

また、柴田小学校区への設置については、現在の状況から利用児童数も少ないと思われるので、地域の意見などを聞きながら検討してまいります。

4点目、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブのことですけれども、共稼ぎ家庭等の留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。

町では、昨今の子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、子どもや子育てに優しく安全で安心して生活できるよう、定員に余裕があれば4年生以上の児童についても柔軟な受入れを行ってまいりました。

しかし、平成20年度の槻木放課後児童クラブの申し込み状況では、定員60名に対し71名の申し込みがありましたので、4年生については長期休業期間（夏休み等）の受入れや比較的用户の少ない土曜日の受入れを含め、保護者の就労形態に合わせた受入れ態勢の強化を図ってまいります。

なお、これからは地域の人材の活用や地域住民活動で、例えばボランティアやNPOによる児童の居場所づくりなど、地域と一体となった取り組みを検討してまいります。

5点目、児童館サービスとは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としております。現在、町内には船迫児童館を初め、槻木児童館、柴田児童

館、三名生児童館、西住児童館の五つの児童館を設置していますが、柴田、三名生、西住児童館は、幼児型児童館として4・5歳児の保育を行っており、槻木児童館は、放課後児童クラブとして学童保育を実施しております。

また、これらの幼児型児童館は、子どもが帰った後、一般の児童館と同じように、小学校の放課後児童が、自由に児童館を利用して、遊びを通じて児童の健全育成を図る業務も行っておりますが、十分とは言えません。将来に向け、本格的な児童館は必要だと考えておりますので、今後の検討事項として調査研究を進めてまいります。

なお、船迫児童館については、子育て支援センター機能を備えており、利用ニーズも高いことから、今後、子育て支援拠点としての機能強化に努めてまいりたいと考えております。

不登校関係です。

現在、各学校におきましては、学級担任等の家庭訪問による指導や級友の訪問、保護者との連絡・相談を行うなど、本人が登校しやすい環境づくりをしながら指導に努めております。また、少しでも登校意欲の見られる生徒につきましては、保健室登校や別室登校を促すなどして、居場所づくりをしたり、本人の意思を尊重しながらも、実態に応じて適度な登校刺激を行うなど、慎重に対応して登校を促しております。

また、県教委が既に配置しているスクールカウンセラーのほかに、文部科学省の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を活用して、教育委員会が相談員3名を採用し、各小中学校の要請に応じて派遣して、児童生徒や保護者との相談活動を実施しております。この相談員の活動によるスクールカウンセラーでは行えない家庭訪問や保護者との電話相談など、きめ細かな対応をすることが可能となりますので、不登校の生徒や保護者が安心して相談できる場として活用していただいているところでございます。

昨年度1月の町内小中学校の30日以上の不登校児童生徒数は84名でしたが、今年度は46名と大幅に減少しております。一人でも多くの不登校児童生徒が登校できるように、今後も一層努力をしたいと考えております。

最後に観光協会の関係でございます。

議員ご指摘のとおり、現在の町観光協会は、昭和45年にNHK大河ドラマ「縦ノ木は残った」の放映を契機に設立されました。

町観光協会につきましては、協会設立以来、40年の歴史の中で、「さくらまつり」の興隆、菊人形まつりの創設・発展や城址公園の施設整備の拡充など、町観光施策の推進に貢献していただきました。

しかしながら、40年の経年の中で、観光を取り巻く社会経済の状況は大きく変貌を遂げてきました。このため、観光に対する価値観の変化、ニーズの高度化・多様化などが進み、新たな観光施策の転換が求められている現状でございます。

このような状況を踏まえ、所期の目的を達成した「柴田町観光協会」を発展的に解散していただき、新たに物産の開発・振興や人との交流などのニュー観光施策を進めるための「ポスト観光協会」を立ち上げるべく、現在作業を進めております。

今、町観光協会では、解散に向けた事務処理を鋭意進めておるようでございます。その概要は、今季のさくらまつりは、従来どおり観光協会が主体となり実行し、5月中旬をめぐりに解散、その後、清算処理を進め9月末に清算・結了したいとしております。

新たな組織、いわゆる「ポスト観光協会」のあり方につきましては、何をして何をにらむのか、どのような形の組織体にするのか、例えばNPO、旅行エージェントとの提携など民営主導なのか、従来の行政主導なのかなど、さまざまな選択肢があると思いますが、経済活動につきましては、民営主導がベターではないかと考えております。

したがって、今後、公共的団体等と協議を重ね、民営主導で実施できるような組織体を考えていきたいと思っております。今のところ、新たな「ポスト観光協会」の設立は、観光協会の清算・結了後の10月初旬をめぐりに作業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤一男君） 間もなく会議終了の4時となりますが、白内恵美子さんの質問の区切りのよいところまで続けますので、ご了承ください。白内恵美子さん。

〔午後3時48分 18番 加茂力男君 退場〕

7番（白内恵美子君） じゃあ、子育て支援の方からいきます。

保育所の待機児童は現在どのようになっていますか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） お答えいたします。

平成19年度の保育所の待機児童数については、現在36名になっております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そのうち0歳から2歳までの数はどのくらいでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 0歳につきましては12名、1歳につきましては8名、2歳につきましては6名となっております。合計で26名となっております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 保育ママを始めれば、この0歳から2歳までの待機児童を解消できると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 保育所の待機児童を解消するためには大変有効な事業だと考えております。しかし、現在、県の補助金の交付対象になっていないこと、それから、町の財政的な課題もあること、それから、保育ママの研修が必要になってくること、このようなことから、課題もございますので、今後、調査研究いたしまして、事業の導入について検討してまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 県の補助対象になっていないということは、県の補助が受けられないだけで国からの補助は受けられるのではないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 国からの補助も受けられないというような状況になっております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 平成20年度からの国の計画でかなり力を入れていると言っていますよね。毎日、新聞に保育ママのことが載っていますよね。そうすると、このように県ができなければ、県が補助対象としなければできないというのであれば、国のこの計画というのは本当にもう数字倒れというか、単なる計画倒れとなると思うんですが、直接交渉というのはできないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 補助金につきましては、これまで平成19年度は3万6,600円、1月1人当たりの基準額になっておりましたが、平成20年度については5万4,300円になるような予定になっております。ぜひこの補助金がいただけるように県の方に働きかけをやっていきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 国の方ではこの5万4,300円に引き上げた場合、利用者が同じ金額を例えば利用料として出せば10万円を超えるだろうという計算で出している、きのうの新聞には出ていたんです。そうすると、県は1円もお金を出さないわけですよね。

ですから、やはり町からの要請が強ければ県として何ら損することはないし、別にやらない理由は何もないと思うんですよね。ですから、やはり市町村からの働きかけでこれはどうにも変えられると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 国でも保育ママについては力を入れていくというような考えですので、県の方につきましても、これまでは補助対象になっていなかったということでございますが、平成20年度について補助対象になるかどうかまだわかりませんので、県の方に強く働きかけをして、補助対象事業に取り上げていただくように努力してまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） ぜひ努力していただいて、早急にこの事業は始めた方がいいと思うんです。というのは、財政的な面からちょっと見てみたいと思うんですが、0歳児1人当たりにかかる、今保育所がかかっている人件費と経費というのは、本当に大まかでいいですが、大体どのくらいでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 0歳児につきましては、乳児は3名につき1人の保育士を配置するということになっています。それから、1歳児につきましては、子ども6名に対して職員1人を配置するということになりますので、職員1人当たり大体700万円の経費がかかるということでございますので、例えば現在12名の待機児童が0歳児でありますので、約2,800万円ぐらいの経費が必要だというような計算になるかと思えます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 人件費だけで、例えば12名の待機児童を解消しようとするすると2,800万円かかるわけですよね。そのほかに、保育所というのは維持管理にお金がかかります。古くなればもちろん建てかえなければなりません。この保育ママの場合、国が5万4,300円出すとなれば、町は持ち出しゼロでも行えますよね。利用料の決め方はその自治体によって違うんですが、東京都はかなり、江戸川区を初め安く抑えています。ですが、その自治体によって5万円以上のところもあればさまざまなようです、調べてみて。

これは話し合っ決めていくことかと思うんですが、預ける保護者からすれば、保育所より高くなければ構わないわけですよね。そして、保育所よりも融通がきくんですね。どうしても時間にちょっとおくれるというのでも電話1本で簡単に済みますし、それから、子どもが熱を

出した、病院に連れて行ってほしい、それから、病気がりだから安静にしているほしい、そういう場合、保育所というのは受け入れません。保護者が見てくださいという形で帰してしまっていますが、保育ママであれば少人数ですから、受入れも可能です。働く親にとってとてもいいことがたくさんあるんです。経費的にも町は負担しなくていいとなれば、これはどうあっても進めていくべきだと思うんですが、その辺、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） この5万4,300円は、ちょっと子ども家庭課長と確認しなければならないんですが、多分国が3分の1、柴田町が3分の1、県が3分の1になっているかどうか、それをちょっと確認しないと私も答えできませんので、子ども家庭課長、その財源内訳は、全部これ10分の10なのか、ちょっと白内議員に言わないとわからないですね。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 補助率につきましては、国が3分の1、県が3分の1の補助になります。ただし、県の補助要綱がないために、3分の2がもらえないというような状況になります。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 3分の1ずつというのは、それは間違いないでしょうか。国が1人当たり5万4,300円出すという形を今回書いていますが、それは間違いなく3分の1ずつですか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 国3分の1、県3分の1になります。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そうしますと、3分の1ずつでも町の負担というのはかなり少ないわけです。実際に2,800万円かかって、1人当たり250万円ぐらいはかかる、その中で利用料としていただけるのは所得によって違いますけれども、実際にはそれほど多くいただいているわけではないので、町の持ち出しというのはかなりなんですね、3歳未満児にたいしては。ですから、このたとえ3分の1でも5万4,300円の3分の1ですから、かなり少ないですよ。そうすると、町としてはとにかくこれは財政的にはきっと楽であると、楽になると。ただ、そうすると、問題は県なわけですね。県がお金を出せば、じゃあできるということですよ。もう一度確認ですが。県だけの問題かなと思うんですが。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 国3分の1、県3分の1なんですけれども、それに町が3分

の1を出して保育ママの方に補助を出すということになるわけなんですけれども、県の補助要綱がないために、ほかの国の補助金ももらえないというような状況です。以上です。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 2歳児までの子のほはお母さんが多いかと思うんですが、働けなかった場合と働いた場合というのを比べてみるということが大事だと思うんですね。保育所に子どもを入れられない場合に就労できない人が今、さっきの数字であれば2歳児までで26人でしたか、おりますよね。じゃあ、この人たちが働くことができれば、この方々は税金を納めてくれます。所得税も住民税もです。保育ママとして働く人も税金を納めるわけです。2人預かれば20万円になるのであれば、しっかりと税金を納めていただくことができます。

だから、保育ママというのは、導入すれば、町にとっても国にとっても県にとっても本当はプラスになる、働けないままでゼロでいるよりは、働く人が2人発生すると考えた方がいいんです。預けて働くことができる人がいる、それから預かることによって収入を得るということを考えれば、今の柴田町の保育所、もう人数をふやすことは今のところ財政的にどうしても困難だと思いますので、それであればこれを進めていくというのはとても大事なことだと思うんです。

やはり町として本当にどうなのかを、先ほど町長は、町長答弁には研修のこととか、それから事故が起きたときのことを心配していらっしゃるのでしょうか。ですが、もうとくに江戸川区は昭和44年からですか、何十年とやってきていますし、仙台市もやっていきますし、多くの自治体で取り組みは、もう各自治体で始めているわけです。ですから、そういうところを参考にすれば、どうやってやっているのかは確認すればわかることですし、見学すれば実態というのはわかると思いますので、町独自で進めていくということも考えた方がいいと思うし。

それから、どうなんでしょうね。県を飛び越えるというのはやっぱりできないんですかね。何かどうしても、これってせつかく国がここまで出すと言っているのに、何か県ができないから町ができないというのであれば、宮城県全部できないことになって200万人の人口みんな何かそのサービスを受けられないというのはかなり損だと思うので、これは本当に柴田町だけではなくて、県内の市町村がもっと頑張っ、何とか県に承認させるという方向に持って行っていただきたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンター、先ほど町長は、もう今後具体的に検討するということなんです、そうすると、いつごろどういう形で始まるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） お答えいたします。

実際、しろいしファミリーサポートセンターを見学してまいりました。それで、会員数がしろいしの場合なんですけれども476名、うち依頼会員が328名となっております。柴田町においても同じくらいの需要があるんじゃないかというふうに考えております。

しかし、提供会員の募集、それから十分な研修期間が必要になってまいります。それから、しろいしでは年間430万円の予算のうち、市の持ち出しが約300万円というような状況になっております。関係機関の意見をよく聞きながら、前向きに進めてまいりたいと思います。ファミリーサポートセンターにつきましては、設置したいという考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 4時過ぎますので、暫時続けます。白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今、具体的にどのあたりでということを知りたいんです。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 一、二年の時間の余裕はいただきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 一、二年というと、平成21年度から始めるというのは可能かどうかでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 平成21年ないしは平成22年ぐらいを目標に進めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今、これだけ子育て支援、子育て支援と言われている中で、ファミリーサポートセンターのことも、私はもう7年前から言っていると思うんですが、ずっと前から言ってもなかなか進まないで、また検討するのに一、二というか、準備するのに一、二年、それほどかけなくたってできるんじゃないでしょうか。場所だって幾らでも柴田町の場合ありますし、このファミリーサポートセンターは本当に机一つあればできると言われていくくらいのもので、本当にそんなにそんなに時間をかけないで、少しずつ会員をふやしていくという方法もありますから、説明会をきちんとすればできるんじゃないでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） できるだけ早くできるように努力したいと思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） やる気さえあればできることなんですよ。本当にあと数カ月でやる気さえあればできると思うんですが、町長、いかがですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、この保育ママですね、国の方で今しゃかりきに進めているんですが、なぜ県がこの保育ママに補助金を出さないのかという、そちらの方も確認しなければなりませんし、保育ママに安易に発しているものかということも私の中にはございます。ですけれども、ごめんなさい、ファミリーサポートセンターね。ちょっと保育ママに熱い思いがちょっとあったものですから、そちらと勘違いしてしまいました。済みません。

ファミリーサポートセンターですね、先ほど申しましたように、いろいろな子育てのメニューがございます。それにつきましては、平成20年度の予算では残念ながら措置できませんでしたので、こういう新たな子育て支援につきましては、平成21年度に向かって、ほかの政策との比較交流をしながら、できるものからやっていきたいなと。もちろん先ほど言ったように、白石では300万円かかるものですから、7月の地方交付税、先ほど大坂議員の問題もございました。財政状況等も勘案しながら、平成21年度を目標に頑張っていきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 300万円かかるからというお話でしたが、極端に言えば、子ども家庭課ですぐにやったっていいわけですよ。別に必ずしも人を雇わなければならないという考え方はしなくとも本当はいいんですね。ただ、すべて職員でやるというのがやはり職員削減している中でかなり厳しいでしょうから、きっと臨時職員か何かの形になるかと思うんですが、だけれども、今必要であればすぐに始めるということは、本来は可能なはずなんです。

それを、よそを見て300万円かかるから、かかるんだと思うことの方は私は間違いだと思うんです。今、どこかの部署でやろうと思えば本来はできるはずだと思うんです。それを今まで手をつけなくて、そして今からさてやろう、じゃあ、また一、二年かかるという、何でこんなに取り組みが時間かかるのかなというのが、やっぱり見てて、何か子育て支援をどう考えているのかというジレンマにいつも陥るんですが、時間をかけているうちにどんどん、どんどん子どもたちは大きくなって、そのサービスを必要としている人たちもそのサービスを受けられないまま過ぎていくんです。だから、急いでやるというのは、やはり必要なことだと思うんです。これはもうとにかく大急ぎでやっていただきたいと思います。

それから児童クラブのことなんですが、教育委員会では子どもたちの放課後の過ごし方についてどのように把握しているのでしょうか。結構4年生以上の子が町でぶらぶら、学校から帰って家に着くまでにぶらぶらしているという声も聞かれるんです。それは児童クラブに入れなというよりは、もう4年生以上で入らないつもりで本人も親もいるんでしょうけれども、どう過ごしていいかわからなくて、夕方までとにかくぶらぶらして帰るということも聞いていますが、教育委員会としてはその辺はどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 特に実態調査をしたわけではありませんので、数の上でこのように子どもたちが放課後を過ごしていますということは、お答えちょっと難しいんですが、何か実感として皆さんもそうかと思うんですが、町中、車等で走ってみると、もうほとんど放課後でも子どもと出会わない、ほとんどが家の中に多分いるんだろうなというふうに思います。特に、町をぶらぶらぶらついて問題行動を行っておったり、そういうようなことについては余り聞いておりませんが、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 学校では放課後の過ごし方の調査とかというのはしていないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） ちょっと調べてみないとわかりません。現在のところでは把握をしておりません。申しわけございません。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 槻木小学校の4年生以上の子どもたちなんですが、11名、新4年生が入所を希望したけれども、71名になるということで、町としては夏休みと土曜日しか見ないというふうに通知したということなんですが、この子どもたちが、保護者の方と話し合ってみたら、親が不安に思っている、子どもが不安に思っている、4年生になったらどうしようというふうに考えている人たちがいるということなんです。それで、一応放課後児童クラブは、確かに60名定員で、そして特に槻木の場合は、あの槻木児童館はとても狭いですから、本来は60人以上入れるのは私もよくないことだと思います。だけれども、親や子どもが不安に思っているときは、受入れざるを得ないんじゃないかと思います。

それで、先日、槻木小学校の校長先生に保護者の方がお願いしに行ったんです、教室を使わせてもらえないかと。そうしたら、教室はもう新1年生が1クラスふえるのでいっぱいになっ

て、教室は無理だけれども、プレイルームだったら工夫して使ったらどうですかと、校長先生の方もおっしゃってくださったんです。それで、お母さん方は、じゃあ、何とかプレイルームを使っただけの4年生以上、11名本当に全員が申し込むかどうかはわかりませんが、もう一度4年生以上でどうしても入所したいという人がいたら、受け入れるということをお願いできないかということなんですが、課長、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） お答えいたします。

槻木児童クラブの4年生につきましては、当初長期休業日、それから土曜日の受入れについて考えておりましたが、槻木小学校の校長先生ともお話し合いをさせていただきました。それで、プレイルームの活用や児童厚生員の配置について創意工夫いたしまして、できるだけ平日についても4年生の受入れをやっていきたいと思っております。現在、4年生の保護者とちょっと面談をしております。現在、6名ぐらい4年生から受け入れていくということで検討しております。以上です。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 71名以上になると、国からの補助金というのは80万円ぐらいアップしますよね。ですから、4年生というと習い事があったり、スポーツやっていたりして、毎日来るとは限らない場合もありますから、思い切って11名受け入れて71名にして、補助金を多くいただいて臨時職員を1名雇うということが可能かと思うんですが、いかがですか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 面接をいたしまして、実際に平日の保育も必要なのか、それとも4年生であれば、一人でスケジュールを組んで家庭で留守番をできる年齢だと考えております。それから、4年生については、やっぱり家庭で留守番できるように、家庭で養育する必要があるんじゃないかと思っています。

それで、どうしても今回面接で、親の、母子家庭の方なり、どうしても必要な方については、6名ぐらい面接した中で受け入れていこうというようなことで、今考えておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今の課長のお話の中に、4年生以上であれば家庭で留守番できるようなお話あったわけですが、本当にそうでしょうか。何もない時代であれば、事件なんか起きない時代であれば、それは可能かもしれません。だけれども、最近はいろいろな恐ろしい事件

が立て続けに起こっていますし、現にこの槻木小学校区では泥棒が入ったというのを、私が聞いたのでは2件あります。あとから子どもが帰ってきているんです。鉢合わせになったら、じゃあ何が起きたのかという、そういうことを考えると、私はどんな狭いところであっても、子どもの命を守るということから考えて、狭くともとにかく4年生以上は全員受け入れた方が安心だと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 実際に保護者との面接をいたしまして、夏休みそれから土曜日を受け入れていただけるのであれば、子どもに5年生になれば、今度は家で過ごさなければならぬということを前提として、子どもに練習をさせるというような意味でも、土曜日、それから夏休みの受け入れで結構だという保護者の方も実際にいらっしゃいます。そういう方は、やはりそういう方で土曜日と長期休業日の受け入れということで、平日まで受け入れなくてもいいのではないかと考えております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 国の方では児童クラブの分割を今進めているんです。全国的にどこの児童クラブももういっぱいになってきて、71名超えるところはもう10年度には補助金廃止ということも、昨日の新聞に出ていたくらいの状況なんですけれども、町内でも今後考えていった方がいいと思うんです。子どもの数は減るんだけれども、児童クラブの入所者はふえるんです。親が働く、これはとても素晴らしいことだから、支援していくというのが大事ですよ。

そうすると、やはり子どもを入れたいという人をきちんと安心して、安全で、楽しい放課後を過ごせるような環境というのをつくっていかなくてはいけないと思うんです。今の状態ではやはり狭いところに押し込んでいますから、ですから、学校の空き教室を使っただけの児童クラブは低学年だけにして、4年生以上、もしくは3年生以上、地域で場所を探して、NPOとか立ち上げてでもやりたいという方に任せていくということが必要ではないでしょうか。

先ほどもちょっとそういう、ああ、違う方ですね、ここでは出てないですか。今後は地域に子どもを帰していくということも大事だと思うので、そういう方法、町がかかわって、要は公設民営なんだけれども、何というんでしょうか、本当に地域の人がつくっていく児童クラブ、そういうふうに変えていけないでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） お答えいたします。

児童クラブの待機児童の解消について、NPO法人や地域の運営委員会などの団体を活用し

た運営は大変有効な手段だと考えております。それで、先日もそういうふうなボランティアでお手伝いをしたいというような団体の方がみえておりますので、今後、法令に基づいて関係者、それから関係機関の意見などもいただきながら、管理運営のあり方について十分検討していきたいと考えております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そういう児童クラブであっても学童保育ですから、国の補助対象にはなりませんよね。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 国の補助対象になるかどうかということですか。ちょっとその辺、今資料を見てなかったものですから、申しわけないんですけども、ちょっと今すぐご回答したいと思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 分割を進めている国ですから、学校外であっても児童クラブは、学童保育は認めると思うんです。そうすると、例えば150万円なら150万円の補助が出るとかありますよね。町は場所を提供して、その維持管理は町が行えば、あとの運営は本当に民間に任せるとことが可能だと思うんです。ですから、そのNPOなり、別に法人格なんてなくたって私はいいと思うんですが、本当にきちんとやりたいという方と面接を行って任せていくという方法を、今後早急に考えていただきたいと思います。

これは槻木児童クラブだけではなくて、ほかでも例えば船迫児童クラブにしたって、結構人数多いんです。ですから、地域でそういう場所が確保できればやっていくということは大切ですし、北船岡にコミュニティセンターができるのであれば、そこで学童保育、例えば4年生以上を行うとかということも可能ですから、やはり町としてきちんとした説明会を開いて、それで、今後のことを、方針をきちんと立てて、そして、それはファミリーサポートセンターのように何年もかけるのではなくて、やはりすぐに進めた方がいいと思うんですが、いかがですか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 例えば社会福祉協議会、それからNPO法人、地域の運営委員会、それからボランティアの方などによる運営について早急に検討してまいりたいと思います。

それから、先ほどの補助金の件ですが、補助金はあるということでお答えいたします。以上

です。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 不登校生徒のことなんですが、先ほど人数をお聞きしました。平成19年は46名ですか。そのうちけやき教室に行っている生徒の数はどのくらいでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） ただいま2名けやきの方に通っております。試し通所が今1名です、現在、1月1日です。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今のは小中学生だと思うんですが、高校生については、町としては全く把握できていないんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 高校生は対象にしておりませんので、小中学校しか把握しておりません。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 児童といった場合、子どもの定義は0歳から18歳までなんですよ。当然高校生も本当は入るわけです。今、柴田町では高校生に対して何も行っていません。特に、まだ高校に在籍している人はいいけれども、結構中退している人が多いと聞いているんです。中退者の数も全く把握していませんか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 把握はしてありません。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そういう小中学生だけではなくて、高校に行けなくなっている子、高校を中退した子の行き場、居場所、それから相談する場所がないんです。実際に学校に行けなくなってフリースクールとかに通っている子はそこで相談ができますが、フリースクールは町内にありませんから、全くもうどこにも出ないで家にいたり、それから外に出て行くところないですからね、ぶらぶらするしかないわけですよ。そういう子どもたちに対して何かしようとか、そういうことは教育委員会というのは全く今までは考えたことないですか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 高等学校につきましては、本当に大変申しわけないんですが、小中学校で精いっぱいというところまでございまして、けやき教室も実は4市9町でもって、構成市町

でもって負担金を負担をして、お互いに経費を出し合って何とか細々運営をしているというところが実態でございます。

今回も町の青少年ホームとしてあの建物が廃止になるということで、すべての管理運営費は、みんなけやき教室の負担金で運営しなければならないということになりまして、これまた4市9町に値上げをお願いして、何とかやっそこ今平成20年度も継続できるような体制をつくり上げたところです。

そこに高校生となると、また指導員も、高校生対応の指導員も採用しなければならないでしょうし、また、小学生、中学生、高校生があそこで一緒にということは、とても指導上難しい面もあるのかなというふうに考えております。そんなところでございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 高校生や高校を中退した子どもたちも柴田町の子どもたちで、柴田町の住民ですから、サービスを受ける権利はあるんです。この子たちに手を差し伸べることが今後必要だと思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 確かに今話しあったんですが、青少年の健全育成という面からは、柴田町の町民であることは間違いありませんが、やはり高校につきましては、県が教育委員会として、県の教育委員会がございまして、そこで一応指導ということになっております。なぜ退学したのか等々の情報も柴田町の教育委員会に入ってきているわけではございません。ただ、今議員おっしゃったように、高校を担当している県の教育委員会とうちの教育委員会で連携しながら、そういう情報をもらうところから、柴田町の高校段階での子どもたちが退学した場合の対応策というのは、これから対応を考えていく状況なのかなと、今のところは残念ながらそういうノウハウも情報もないのが実情だと、これからというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） これからだと思うんです。それで、住民からフリースクールの要望が出ています。だれでも、いつでも気軽に相談できる場、そういう場と、それから学ぶ場ですね、けやき教室に行ったけれども、十分に学べないのでやめてしまったという声も聞いています。もっと自由な自分のペースで学べるフリースクールという考え方も今後は必要だと思うんです。小さい町であればなかなかフリースクールまでは無理かもしれませんが、4万人の人口があればいろいろな人たちがいますから、フリースクールの一つや二つあって本来は当然なんです。

先ほど聞いたところでは46名もの不登校者がいるのであれば、なおのこと必要になってくると思うんです。これも必ずしも町がすべてやることではなくて、フリースクールをやってみたいという声が出ていますから、そこに町が応援をするという形、何とか場所を提供する、それだけでもやりたいと思っている人には動き出すきっかけになると思うんです。すべてゼロからやるというのは、本当にたくさんのお金も必要だし、人的にも大変ですが、場所だけでも提供してもらえれば、自分たちで何とか運営していくということは可能ですから、町長、いかがでしょうか。これからはいろいろなニーズにこたえていかなければならないんですが、そのときに、町としてこれは必要だと思ったものにきちんと応援をしていく、町長の一番の住民との協働だと思うんですが、いかがお考えですか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 確かにフリースクールをやりたいという方がいらっしゃるということは、今わかりましたけれども、やっぱりフリースクールをやりたいという方々が、まず町民の間に目に見える形での動きとか、実績がないと、町はすぐに場所を提供ということにはならないんじゃないかなと。例えばいろいろな方がNPOの分野に活動しようとしておりますので、やっぱり実績をある程度見えた方の中から、柴田町としては、ある程度の場所を選考しながら育ててやるという、市民サポートセンター的なものは今後つくっていかねばならないというふうに思っております。

もちろん場所の提供、それから資金の提供も今後考えていかなければならないというふうに思っております。まず、フリースクールも保育ママも、それからファミリーサポートセンターの担当になりたいという方も、それから学童保育を実施したいというNPO法人も、やっぱりこの町民に信頼されるような動きですね、まず始めていただいて、そして、目に見える形で、NPO法人的なものにお任せしても大丈夫だというようなことが言えるような活動をまず展開をしていただきたい。その後に応援することはやぶさかではないというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今、町長が市民活動サポートセンターのこともちょっと出していただいたので、そういう場所を提供していくということが大事なのかなと思うんです。だれでも自由に使える場所を住民に提供しておけば、そこでいろいろな活動ができて、そこからいろいろな団体が生まれ、いろいろな活動が広がっていく、まずは何をやるにも場所なんです。ですから、場所の提供というのは、今後公民館の提供、それを担ってもらう人たちを育てていく、こ

れは今後必要だと思っんです。

フリースクールについても、今後声として出てくると思いますので、まずはそういう活動ができる場所を何とか町も話し合っ、これなら何とかこの町でやってほしいなということがあれば、どうぞ場所の提供だけはお願いしたいと思います。

じゃあ、ここで切った方がいいですか。

議長（伊藤一男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

よっ、本日はこれをもって延会といたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時29分 延 会
